

食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題

平成 16 年 7 月

内閣府食品安全委員会

前書き

この「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」は、本委員会からの求めを受け、昨年来、リスクコミュニケーション専門調査会において議論された結果、本年5月13日に提出されたものについて、本委員会として広く国民の皆様からご意見を募集し、いただいたご意見を踏まえて、若干の修正を加えたものです。

食品の安全性の確保に関する施策を的確に講じていくためには、消費者、食品関連事業者、専門家、メディアなど関係者相互間の情報、意見を多方向に交換し、施策に国民の意見を反映していくリスクコミュニケーションが大切です。この取組みは、我が国においては未だ端緒の段階で、今後、試行錯誤を重ね、技術的にも改善を加えていかなければなりません。

今回のリスクコミュニケーション専門調査会によるとりまとめは、始まったばかりの我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションについて、その目的や実施の方法などを巡って種々の意見や考え方がある中で、その現状と課題をなるべくわかりやすく示そうと努めたものです。このリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員・専門参考人の熱心かつ意欲的な取組みに敬意を表したいと思います。

食品安全委員会としては、今後、このとりまとめを踏まえて、より効果的なリスクコミュニケーションを展開していきたいと考えております。関係者各位におかれましても、是非、ご一読いただき、参考としていただくとともに、我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションをより意義深いものとしていくため、率直なご批判、ご意見をいただきたいと考えております。

平成16年7月1日

食品安全委員会委員長 寺田 雅昭

目次

	頁
要約	1
．食の安全とリスクコミュニケーション	4
1．リスクコミュニケーションの役割	4
(1) リスク分析とは	4
(2) リスクコミュニケーションとは	4
2．リスクコミュニケーションの目標	5
3．リスクコミュニケーションの手法と手段	5
．リスクコミュニケーションの現状	6
1．食品安全基本法制定以前	6
2．食品安全基本法制定以後	7
(1) 関係法律の規定	7
食品安全基本法	7
食品衛生法	7
(2) 各府省の実施状況	7
(3) 地方公共団体の実施状況	7
(4) 食品関連事業者の取組み	8
(5) 消費者の取組み	9
．リスクコミュニケーションの課題と方法	9
1．課題	9
(1) 関係者の役割、取組みと連携	10
国	10
地方公共団体	10
食品関連事業者	10
消費者	11
メディア	11
専門家	12
(2) 関係分野との連携	12
教育	12
情報公開と知的財産権、プライバシーの保護	12
緊急時におけるリスクコミュニケーション	13
いわゆる「風評被害」防止対策	13

2 . 方法	13
(1) コミュニケーションの媒体	13
(2) 意見交換会	14
(3) 専門家の養成と技術の向上	14
(4) 調査研究の充実	14
(5) 国際的なリスクコミュニケーション	14

. 今後の取組みと活動の方向	15
----------------	----

リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿	16
---------------------------------	----

(附属資料)

- 1 . 他分野におけるリスクコミュニケーション
- 2 . 諸外国におけるリスクコミュニケーション
 - (1)H15/10/28 開催の意見交換会におけるピリー前コデックス委員会議長
 (米農務長官特別顧問) の講演概要
 - (2)H16/2/16 開催のデ・レーウ蘭食品消費者製品安全庁長官の講演概要
- 3 . 「牛海綿状脳症 (B S E) と変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (v C J D) 」及び「高病原性鳥インフルエンザ」について
- 4 . 食品の安全性に関する用語集

要約

リスクコミュニケーションとは

食品の安全性を確保するための新たな手法として、リスク分析の考え方がF A O（国連食糧農業機関）とW H O（世界保健機関）により提示され、その3つの要素である、リスク評価、リスク管理とリスクコミュニケーションを一体として進めるべきであるとされました（参考1及び次の図）。

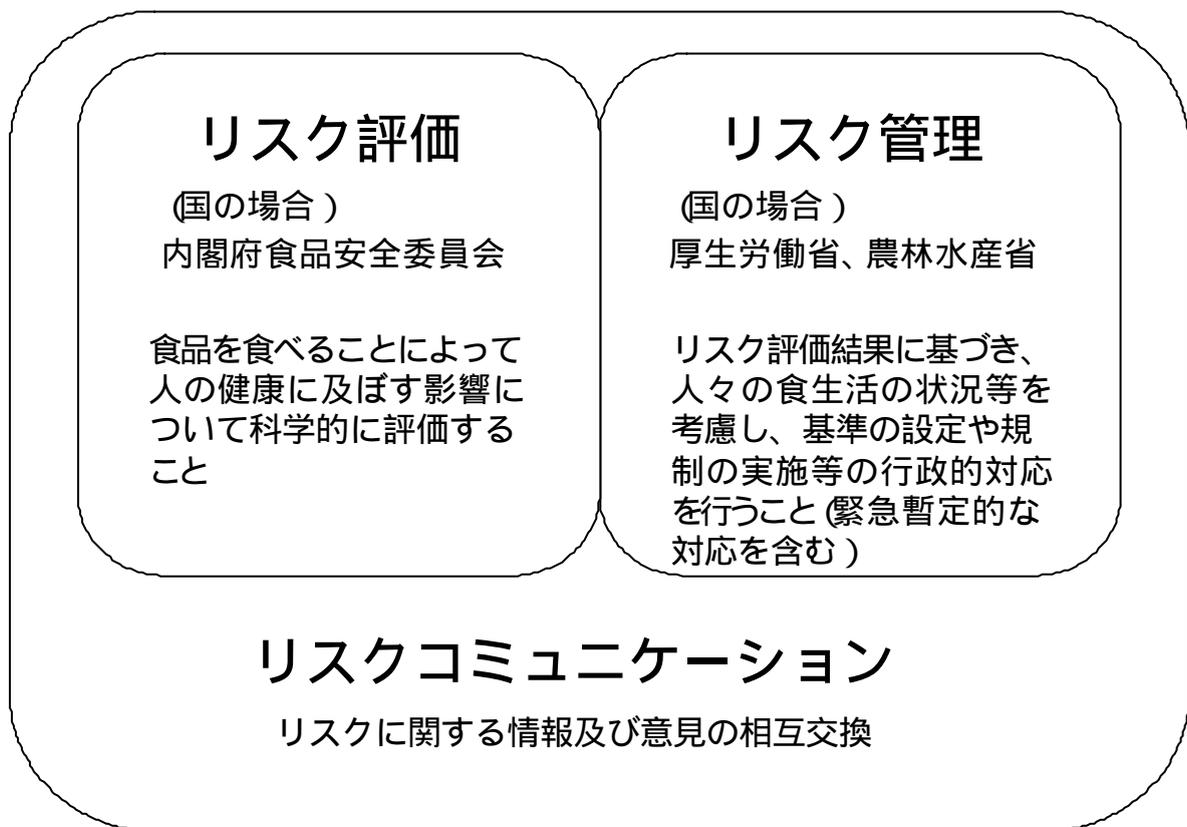


図 リスク分析の3要素

従来、食品にかぎらず何か事故が起きてから、二度とそのようなことが起きないようにと対策が立てられてきました。また私たちは、安全か危険かの2分法に慣れ、多くの場合、基準値以下か否か、賞味期限以内かそうではないかということで物事を判断してきました。

しかしリスクの考え方では、安全性について単純にシロ・クロで判断するのではなく、そのものの毒性の強さや性質と、食べたときに有害性を発揮するであろう量との関係を考えます。すなわち事故が起きる前に、有害性の程度やその起きる可能性を科学的に予測する「リスク評価」を行い、その結果を基にして、関係者からの意見を聞きつつ、リスクをなるべく小さくするための対策を実施する「リスク管理」を行おうとするわけです。

科学的な予測の身近な例である気象情報では、かなり良い精度で、しかもわかりやすい情報を提供できるようになっています。しかし地震予知となると、今の段階ではそれほど精度良く予測ができず、科学的な予測といっても差があります。食品については、最新のさまざまな試験研究の成果を総合して、できるかぎり安全性を確保しようと努力していますが、まだ十分わかっていない事柄もあり、必ずしも正確にリスクを予測できるとは限りません。しかし現時点で知られる最善の知識を結集してできるかぎり被害を少なくし、科学的な予測が不確実な点については、解明を進めながら、予防的なアプローチを使ってリスク管理を行うようにされています。

リスク評価は科学者が、リスク管理は行政や生産・流通業者が中心になって行い、食品の安全性を確保しますが、消費者が安心を得るためには情報を得るだけでなく、意見を述べ、要望を伝えるなど、これらの取り組みに積極的に参加することが大切です。消費者だけでなく、生産者や流通業者など多くの人々がリスク評価や管理によって影響を受けることもあるので、これらの人たちの間で十分な意見交換を行い、目標実現に協力し、最も適切な対応が図られるようにすることも必要です。そのような作業がリスクコミュニケーションであり、食品の安全性を支える重要な要素です。この「リスク評価」、「リスク管理」とそれらを支える「リスクコミュニケーション」を一体として進めるやり方をリスク分析と呼んでいます。

これまでの経緯

今から3年ほど前に、BSE（伝達性牛海綿状脳症）問題への対応の不手際、乳製品の病原菌汚染、輸入食品での基準値を超える農薬残留などの問題が生じ、食品の安全性確保への信頼が揺らぐ事件が相次ぎました。

BSE問題の経緯を調査検討する目的で設立された調査委員会では、消費者の健康保護を最優先すべきであるとし、食品の安全性確保へのリスク分析手法を導入することの必要性を指摘する報告がされました。さらに、行政機関間のコミュニケーション不足、専門家と行政間のコミュニケーション不足、行政機関による情報開示と透明性確保の不十分さ、正確で分かりやすい報道の不足、消費者の理解不足なども指摘しています。

この報告書を背景にして、平成15年7月に内閣府に設置された食品安全委員会は、自ら食品のリスク評価に関するリスクコミュニケーションを行うほか、関係行政機関が行うリスク管理に関するリスクコミュニケーションについても調整を行うこととされました。

このため、食品安全委員会では、食品の安全性確保のためのリスクコミュニケーション

の改善を図っていくために調査審議を行う専門調査会を発足させました。本リスクコミュニケーション専門調査会では、平成15年9月から現在までに9回の会合を開催し、各地で開催された意見交換会に委員らが参加することなどを通じて、未だ歴史の浅い我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションの進め方などについて議論を重ねてきました。食品安全委員会から、リスクコミュニケーション専門調査会に対しては、個別テーマや海外及び国内他分野におけるリスクコミュニケーションの事例に関する意見交換等の結果を踏まえて、我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題について、意見のとりまとめを求められています（参考2）。

リスクコミュニケーション専門調査会は、活動を開始してから数ヶ月を経たばかりで、議論はまだ試行錯誤の域を出ていませんが、一方で、米国におけるBSEの発生、我が国における鳥インフルエンザの発生など、実際にリスクコミュニケーションを必要とする事件が次々と生じています。このため、リスクコミュニケーション専門調査会のこれまでの議論から、若干の拙速は承知の上で、現時点で考えられる我が国における「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」についてとりまとめ、関係者に参考にしていただくことにしました。

今後の方向

これまで食品安全委員会は、意見交換会などを開き、リスク分析の考え方に基づいた食品の安全性確保の新しいあり方について積極的に訴えるなどの活動に力を入れてきました。

今後は、生産、流通、消費、行政、専門家などの食品の安全性確保に関する当事者（以下、本稿では「関係者」と略します。）から食品の安全性にかかわる問題の所在や解決の方向、疑問点について、意見を聞き、討議することに、より多く力を注ぎ、国がなすべきことの方角を探ります。

具体的には、リスクコミュニケーションを支援する専門家の養成や訓練、消費者ほか関係者の質問に答える窓口の設置、行政各部門の連携、問題の指摘や対策の立案への関係者の参画、情報や意見の交換の強化やメディアとの協力の促進、食品のリスクに関する基礎的な問題を関係者が議論する場の設定を目指します。

さらに、リスクコミュニケーション専門調査会独自の取組みとして、食品安全委員会や関係機関が行うリスクコミュニケーションに対する助言、種々のリスクコミュニケーションへの積極的参加と関係者との意見交換、各専門調査会が行うリスクコミュニケーションの支援、国内外の実施例の調査、紹介などに努めます。

リスクコミュニケーション専門調査会では、本とりまとめに対するご意見を各方面からいただき、我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションが、今後、一層円滑に進められるよう、さらに議論を深めていきたいと考えております。

関係者の意見、コメントをお待ちします。

・食の安全とリスクコミュニケーション

1. リスクコミュニケーションの役割

(1) リスク分析とは

食品は本来私たちにとって欠くことのできない糧を与えてくれるものです。しかし、そのとり方や量が適切でないと健康に悪影響を与える可能性もあります。さらに食品を汚染する病原菌や、有害物もあり、これらを「ハザード（有害性要因）」と呼びます。ハザードが健康に有害な影響を及ぼす確率と有害な影響の深刻さをリスクと呼びます。毒性の低いものでもとり方や量により深刻な影響を及ぼしリスクは大きくなり、毒性の高いものも体に取り入れる量がきわめて少なければ影響は出ずリスクは小さいといえます。

リスク分析では、食品を食べることによってどのような危害が生じるのか、また、どの程度食べると危害が生じるのかを明らかにする「リスク評価」と、人々の心配の程度や、費用と効果の関係、食品がもたらす健康への恩恵、社会的な影響などを考慮しながら、リスクを低減する措置を講ずる「リスク管理」、そしてリスク評価の妥当性やリスク管理の手法について、情報を共有し、各々の立場からの意見を交換し、理解し、協同、協力する「リスクコミュニケーション」の3つが重要とされます。

リスク分析の考え方は、事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にすることに役立つことから、各国に対して国際食品規格（Codex）委員会が導入を奨励するなど、国際的に食品のリスクに対処する共通の考え方となっています。我が国においても、平成15年7月に施行された食品安全基本法などにより、食品の安全を守るための基本的な考え方として採用されました。

またリスクコミュニケーションには、平時から、常に行っておくべき情報の共有、意見の交換と、緊急時に被害や社会的損害を小さく保つための危機管理の一環としての情報提供、指導（クライシス・コミュニケーション）の2つの種類が考えられますが、ここでは、主として前者を扱います。

(2) リスクコミュニケーションとは

食品の安全性確保は、「農場から食卓まで」という言葉で示されるように農場から食卓にいたるさまざまな段階で、生産者、流通関係者、行政や消費者などの関係者がそれぞれの立場で努力してはじめて確保されるものです。たとえば、最近のニワトリの高病原性鳥インフルエンザ感染時の対応では、問題の発見、安全性の科学的評価、安全管理方法の選択・実行のすべてにおいて、関係者の誰もが重要な役割と責任を担っていることが示されましたが、問題に気がついた人が直ちにその問題を指摘し、対処法を理解して協力していかないと取り返しのつかない事態を招く場合もあります。適切なリスクコミュニケーションは、食品の安全性確保のための対策が、科学的な根拠に基づいて適切に実行されるために、欠くことのできない関係者間の理解と協力のための基礎です。

リスクコミュニケーションは、リスク評価、リスク管理について理解を深め、意見を交換する手法で、リスクの評価、管理と並んでリスク分析手法の3要素の1つと位置づけられています（参考1を参照）。

しかし、「リスクコミュニケーション」という言葉は、我が国の食の分野では、まだなじみが薄い状況です。「リスク」という言葉は、これまで、災害防止、危機管理、投資などの場面で使われてきましたが、食の分野で、「リスクコミュニケーション」と言われても、何のことが分からないと言う方もいるかもしれません。リスクコミュニケーションとはどんな食品にも食べ方や量によっては多少のリスクのあることを前提に、科学に基づいて費用や効果も考え、科学的な対処法等について広報し、意見を交換し、協力することをいいます。

2．リスクコミュニケーションの目標

食の安全に関するリスクコミュニケーションは、リスク評価とリスク管理の過程において、関係者が必要な情報を共有した上で、関係者の意見が適切に反映されることを目標とし、次の点に注意して実施することが必要です。

- (1) 関係者はそれぞれ食品の安全性に関する情報を「迅速に、必要な内容をすべて、わかりやすく、正確に」共有するとともに、各プロセスの透明性を確保する。この場合、「逃げるな、隠すな、嘘つくな」を原則とすることが重要。
- (2) 食品のリスクとその低減措置についてすべての関係者の間で話し合っ共通理解を得るように努力し、それぞれの責務、役割に応じて参加し、貢献する。

3．リスクコミュニケーションの手法と手段

食の安全に関するリスクコミュニケーションを効果的に推進するためには、国又は関係者が、以下の点を早急に実現することが必要と考えられます。

- (1) リスクコミュニケーションを推進するための専門家を養成する。
- (2) 消費者等関係者の疑問などに答えるための常設窓口を設置する。
- (3) 関係機関の縦割りを廃して、共同でリスクコミュニケーションに当たる。
- (4) 対策がまとまっていない段階から、次の段階、目標を示す形で関係者との話し合いを持つ。
- (5) 情報公開の促進とメディアとの協力関係の促進を図る。そのために、メディアと日頃から意見交換を行える場を設置する。
- (6) 関係者の協議体を設置し、個別テーマごとの基本的な論点を抽出しておく。

・リスクコミュニケーションの現状

1. 食品安全基本法制定以前

食品安全基本法制定以前は、食の分野でリスクコミュニケーションという言葉はほとんど使われておらず、食品の安全性に関する関係者のコミュニケーションとしては、公的機関などからの情報の公開と、それに対応する報道、消費者の理解という一方向の流れが主で、一部審議会やパブリックコメントの機会に消費者代表が施策に関して意見を述べることはありましたが、逆方向の情報・意見の流れは限られたものでした。

平成13年9月10日に、我が国で最初のBSEを疑われる牛が発見されて以来の一連の出来事は、我が国の食品安全行政の仕組みを大幅に変えるきっかけとなりました(参考3)。

食品の安全性の確保のための基本原則として「BSE問題に関する調査検討委員会報告書(平成14年4月2日)」は、第一に消費者の健康保護を最優先すべきとし、次いでリスク分析手法の導入を掲げています。この報告などから、リスクコミュニケーションについて、次のような問題点が指摘されました。

(1) 行政機関間のコミュニケーション不足

生産段階を所掌する農林水産省と食品衛生を所掌する厚生労働省の連携が不足していた。

(2) 専門家と行政間のコミュニケーション不足

行政と科学の間に情報や意思疎通を円滑に行う相互信頼が確立されていなかった。

(3) 行政機関の正確な情報開示と透明性の確保が不十分

BSE発生の際の感染牛の処理情報を誤って伝えたほか、過去の経緯や政策内容についても説明不足だった。国民にどう伝わるかについても注意不足であった。

(4) 正確で分かりやすい報道の不足

危険性を過度に強調した報道があり、誤解を招く場合があった。マスメディア関係者に食品の安全性についての理解が不足していた。

(5) 消費者の理解を深めるための支援の不足

消費者の理解を深めるための支援が十分でなかったため、行政や表示に対する不信を招くこととなった。

(6) 関係者間のコミュニケーションの不足

問題点を見つけた時の通報など、初動時に迅速かつ適切な対応がなされなかった場合が見られた。

平成15年7月に食品安全基本法が施行され、食品安全委員会が新設されました。

これらの新しい法律制度や行政組織により、リスクコミュニケーションについても新たな制度が作られました(参考4)。

今後は、より効果的なリスクコミュニケーションの実施を可能とするよう、これらの制度を適切に運用していくことと関係者の連携が確保されるような実質的な仕組みを構築していくことが重要と考えられます。

2. 食品安全基本法制定以後

(1) 関係法律の規定

食品安全基本法

食品安全基本法により、食品安全行政にリスク分析手法の導入が図られました。具体的には、食品健康影響評価（リスク評価）の実施、食品健康影響評価に基づいた施策の策定（リスク管理）、第13条にリスクコミュニケーションについて定められています（参考5）。これは、我が国の食品の安全性の確保に関する施策全てにわたって適用される考え方となっています。

また、食品安全委員会の業務に関して、「関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること」及び「関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと」と記され、食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進していくこととなります。

食品衛生法

食品衛生法には、リスクコミュニケーションに関し2つの規定が設けられています。1つは、規格・基準や監視指導計画の策定等の際に、必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めます。もう1つは、定期的に、食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、その施策について広く国民又は住民の意見を求めます。その運用は、関係府省の連携のもとで行うこととなっています。

(2) 各府省の実施状況

内閣府食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省は連携して、平成15年7月1日の新制度施行以降、委員会、審議会などの原則公開、食品影響評価やそれに基づく管理施策に関して広く一般からの意見、情報の募集、意見交換会等の開催、関係者の相談窓口の設置、各種のモニターの設置など、リスクコミュニケーションを実施しています（参考6）。

このような関係者の努力により、国、地方公共団体の行う食品安全性関係の情報の開示、説明、伝達など情報流通の面では一定の改善がみられています。

しかし、米国におけるBSEの発生、国内における79年ぶりの鳥インフルエンザの発生など様々な出来事にこのリスクコミュニケーションの真価が発揮されるにはまだまだ時間が必要に思われます。

また、遺伝子組換え技術のように、技術そのものの有用性や倫理性、環境影響などについて基本的な議論がされている一方で、現実に生産されている遺伝子組換え食品の安全性について議論していく必要がありますが、こうした場合も、リスク分析の考え方を適用して対応し、一層、食品のリスクとそれへの対応という考え方の理解を広めていく努力が必要です。

(3) 地方公共団体の実施状況

食品安全基本法では、地方公共団体の責務が規定され、地域の住民や事業者にとり身近な全国の都道府県、市町村においても、食品の安全性の確保のために新しい組織、協議体などが構築され、食の安全について参加型の議論が行われています（参考7）。

その多くは、各自治体内の行政、消費者、食品関連事業者、学識経験者、メディアなど食の関係者からなる協議機関を設け、基本方針や行動計画などを作成し、個別の問題についての意見交換を行うものです。

各自治体内においても、農林水産部局、食品衛生部局、環境部局、生活環境部局などの連携を図るための組織改革が行われている例が多く見られます。

例えば、1200万人の都民をかかえる東京都では、平成2年12月に「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針(平成11年4月2日改定)」が策定され、都民の意向の施策への反映、情報の収集提供と普及啓発の推進、消費者と生産・製造者等との相互理解の促進、が施策推進の方向として示されました。この方針に沿って、平成2年から、都民からの相談事業の充実、情報誌「くらしの衛生」の発行、「くらしの衛生セミナー」の開催、「食と住まいの衛生コーナー」の開設、「東京都食品保健懇話会」の設置、などの事業を展開し、平成9年からインターネットを利用した情報提供を開始しました。さらに、平成15年度からは、食品安全情報評価委員会の設置、インターネット上で食に関する問題について討論を行う場として「食品安全ネットフォーラム」開設、多くの都民が一堂に会して情報交換する場である「食の安全都民フォーラム」開催、といった新たな取り組みを行っています(参考8)。

りんごの生産県として有名な青森県では、県庁健康福祉部内に「食の安全・安心対策チーム」を設置し、食の安全・安心対策について全庁的に取り組みながら、県内の消費者、生産者、流通関係者などで構成される青森県食の安全・安心対策本部において、生産者や事業者の考える安全・安心に関するアンケート結果などを参考にして、「青森県食の安全・安心対策総合指針」を作成し、食の安全・安心対策について取り組んでいます。

やはり農林水産業の盛んな熊本県では、消費者の安全・安心のために、県が行う総合的な施策推進の基本的な考え方や施策の体系等を定めた「くまもと食の安全安心のための基本方針」をパブリックコメントを経て作成し、平成16年1月に、くまもと食の安全県民会議と県立大学との共催で「くまもと食の安全安心フォーラム」を開催し、その中で、アクションプログラムを採択しています。

この他の道府県、市町村においても食品安全関係部署間の連絡体制の整備、関連条例の制定、基本方針、行動計画の策定、調査審議機関の設置、関係団体との連絡会議の設置などが順次行われ、地方における食品安全行政の新たな枠組みが整いつつあります。

(4) 食品関連事業者の取り組み

農林漁業の生産資材、農林水産物を含む食品、添加物、器具、容器包装の生産、輸入、販売などを行う食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たって、食品の安全性の確保について第一義的責任を有するとされています(食品安全基本法第8条)。

そのため、生産から販売にいたる食品関連事業者の間でも、食品の安全性確保のための有効な情報交換や協力の推進が求められています。

食品関連事業者では、提供する商品の安全性確保とあわせて、消費者などからの問い合わせ、意見を受け、商品に反映させていくリスクコミュニケーションの努力がされています。

例えば、ある飲料メーカーでは、消費者、顧客からの問い合わせを的確に取り入れるため、15～16年前から商品に担当部署の電話番号を記載するようになり、5～6年前にはフリーダイヤルとし、一部休日にも対応し、年間12～13万件の問い合わせが寄せられています。問い合わせの内容は、成分、効能、賞味期限、添加物、アレルギーなど千差万別ですが、最近は安全性に関するものが増え、社内調整の上、消費者の安全を最優先し、注意表示に繋げ、さらに業界全体としての表示改善につながったものもあります。企業においても、透明性の確保、コミュニケーション能力の確立などリスクコミュニケーションの原則は共通のものと考えられています（参考9）。

（5）消費者の取組み

消費者も食品の安全性の確保のために、知識と理解を深め、関係施策について意見を表明するよう努めるなど大きな役割を果たすことが期待されています（食品安全基本法第9条）。現に多くの消費者団体では、食の安全を活動の柱の1つとして掲げ、以下のような種々の取組みがなされています。

BSEや化学物質など、食の安全に関する課題ごとの研究会開催
生産者、食品関連事業者、行政関係者等との情報、意見の交換
食品健康影響評価、食品の安全性確保のための規制等の管理措置に対する意見表明
地域における有機資源循環と食の安全を両立させようとする消費者と生産者の取組み等

・リスクコミュニケーションの課題と方法

1．課題

食の安全を考えるときに、それぞれの立場や経験、知識などにより、関係者の間でリスクの捉え方が大きく異なります。このような違いの理由や背景について、お互いに理解する努力を継続し、よりよい食品の安全性確保のあり方を目指していく必要があります。

例えば、火事や地震のリスクと、食品のリスクでは、受け取り方に相当の違いがあります。また、リスクはできる限り小さくすることが望ましいのですが、対策にかけることができる費用や人手には限界があります。こうした場合に、社会としてどの程度のリスクを許容できるのか、またはできないのかについて、情報を共有しつつ、関係者が意見を交換する必要があります。

消費者をはじめ関係者間でのリスクコミュニケーションのあり方の基礎として、義務教育程度の知識があれば理解できる言葉と説明方法による情報提供が必要です。一般の市民が、食品の安全性確保について理解と知識を深め、自由に意見を述べられるような仕組みを作り、また、そのような機会を増やしていくことも大事です。

リスクコミュニケーションを積み重ねることによっても、必ずしも関係者間の合意が得られるわけではありませんが、情報や意見の疎通を欠くことによって、関係者間でお互いの立場や考え方が理解できずに認識が乖離してしまうことによって生ずる弊害を小さくす

ることは期待できます。

(1) 関係者の役割、取組みと連携

国

食品の安全性の確保のため情報を収集、整理し、提供することが必要です。特に、用語集など基礎的な資料の整備や、その時点で問題となっている事柄についてわかりやすく解説した資料の作成、提供などをする必要があります。関係者との連絡を密にして、求められている情報を提供し、また、疑問や質問に答えるよう努めることが重要です。

また、参加しやすい形の意見交換の場の設定、意見の調整、関係者の意見を施策へ反映する方策の提案、問題の指摘、危害情報の通報、相談窓口の設置などについて、透明性を十分保ちつつ、実施していくことが求められています。

さらに、リスク評価機関とリスク管理機関の間の連携や、国、都道府県、市町村の間の連携が保たれるように、関係者の意思疎通を十分に図っていくことや、食品健康影響評価を受けて管理措置を導入する場合に、措置の内容、要する経費、時間をできる限り具体的に示していくことも重要です。

地方公共団体

地域住民や食品関連事業者の身近な行政機関である地方公共団体では、その地域に密着した食の安全にかかわる具体的な対応をテーマとして取り上げることが求められます。

すべての住民が問題を理解し、安心して食品を選択できるようにすることが理想ですが、実際に対象とできる人数や、科学的知識、生活信条、健康状態等が多様なため、保有する情報をできる限り、かつ、生活に即したわかりやすい方法で提供し、また、提供した情報が、住民にどのように伝わり、理解されたのか等を把握し、提供情報の見直しを随時行うなど、可能な範囲で対応を図っていくことが重要です。

また、食品流通の広域化や情報伝達の多様性から、その地方公共団体の関係者だけでなく、ある地方の情報が他の多くの地方公共団体の住民等にも影響を与えることが考えられます。このため、今後、国の機関との連絡を密にし、地方公共団体間においても食の安全に関するリスクコミュニケーションの情報が共有できるように連携を図っていくことが重要です。

食品関連事業者

生産、輸入、流通、販売を問わず、食を提供する者は顧客の生命や健康に直接関わっているという認識をもって行動し、関係者間の連携とコミュニケーションを図ることが必要です。

最近、国民が不信を抱かざるを得ないほどの食品関連事業者による不祥事が続きました。法令上の責任は明確ですが、その後のコミュニケーションが不適切であったために、結果として、社会にさらなる不安を与え、また自らも窮地に立つ事態も生じています。生産者をはじめ食品関連事業者が食の安全の関係者として、リスクコミュニケーションに積極的に参加できる仕組みを構築することが重要です。

企業は、法令を遵守することは当然として、科学的根拠に基づいたデータを使い、説明責任を果たせる能力を身につけることが必要です。また、労働組合などが会社に対して社会的責任を果たすことを促していくことも重要です。

安全性確保のために自ら実施する検査等の経費については、あらかじめ計上して実施していく必要がありますが、検査に用いて壊した食材は食べられなくなるため、全数検査は不可能なことから、全量のうちの頻度で実施したらよいか等の基準を科学的根拠に基づき設定していくことも重要です。

リスクへの対応については、「逃げるな、隠すな、嘘つくな」で対応するというような方針を決めておき、「被害者救済、被害拡散防止、原因究明、再発防止」を迅速に実施することが重要です。平常時のコミュニケーションで、いかに社会と消費者の信頼を勝ち得ているかで、いざという時に提供する情報が生きてくると考えられます。

日頃の情報内容やその提供のあり方や姿勢が信頼されていなければ、緊急時にいくら情報を提供しても、振り向いてもらえません。平時のコミュニケーション活動を適切に行うことで、緊急時のコミュニケーションを円滑・効果的に行うことができるので、自社および自社製品の正しい情報を提供しつづけるための組織や人材、システムの強化を図っていくことが重要です。

表示事項については、食品包装業者と製造業者の間の連携など食品関連事業者間の安全性面での連携が求められます。

消費者

消費者が、自らの権利を行使して、食品のリスク評価や管理に適切に参加していくためには、必要な情報が容易に得られるシステムや、意見の表明ができる場と機会を作ることが求め、そこで意見を表明していくことが重要です。

また、一人一人の消費者が、ある出来事の由来について科学的に考えられるようになるためには、地域の団体や大学などの専門家の方たちと積極的に情報や意見の交換をしていくことも必要でしょう。

生産者、小売り業者などの関係者との交流を通じて、お互いの持つ食品の安全性に関する情報の共有、意見の交換を行い、関係者間の信頼関係を育てておくことが、緊急時のコミュニケーションを円滑に行う前提となります。

さらに、毎日の買い物において、なぜ、その食品を選ぶのかを意識し、消費活動を通じて自らの選択を示していくことが重要です。

メディア

食の安全に関するリスクコミュニケーションにおいては、メディアは重要な役割を果たしています。特にマスメディアが関係者全体に迅速かつ広範囲に情報を提供する役割の大きさは計り知れないものがあります。また、行政や、生産者、企業などから情報開示を促すべく地道に取材し、受け手に伝えているのも事実です。

その一方で、一部メディアでは不適切な報道がなされ、リスクの性質や大きさと比べて過大な扱いがされているのではないかと指摘もあり、食の世界が多様化していく中で、

メディアに対しては、一層、科学的なデータと洞察力に基づいた報道が期待されています。

食品の安全性に関する情報は、国民の日常生活に大きな影響を与えるものなので、メディアには、事実に基づき、適時に、リスクだけでなく食品の効能を正しく伝えること、また、消費者など情報の受け手が、食品の選択などの判断をするために適切な情報を伝えるよう努めることが求められています。また、食の安全についての専門的知識や理解できる能力をもったジャーナリストを増やすことも重要と考えられます。

専門家

科学者や研究者には説明責任があるという認識を深めて、科学者、専門家が、積極的に食の安全に関するリスクコミュニケーションに参加し、または、これを開催し、食品の安全性の確保に関する科学的な情報をわかりやすく提供することが重要です。

関係する学会や学術団体は、消費者や専門外の人が問い合わせをしやすい形の窓口を設け、平易な説明ができるように準備をしておくことが望まれます。また、食品のリスクについて、専門家間の見解が異なる場合、その背景や根拠を明示して他の関係者の理解を助ける努力をすることが必要です。

諸外国や国際学会、他分野の学会が食品の安全性に関してどのような主張、報告をしているかについても情報を交換し、より良い国際協調関係の実現に向けた貢献や、必要に応じ、専門家同士の議論を公開で行うなどして、科学的議論の透明性を高めることも重要です。食品のリスク分析の専門家を養成することも緊急の課題です。

(2) 関係分野との連携

教育

食品に危害が発生した時に、社会として冷静に対応・行動できるようにするためには、種々のメディアからの情報を読み解き、自らが食べる食品の選択に影響を与えるものかどうかを科学的に判断できる能力（情報が氾濫する中で、正確で十分な裏付けのある情報や虚偽の情報を見抜く能力）や食育（食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てていく種々の取組み。食品安全基本法においても関係規定があります（参考5））の重要性もいわれています。食品の安全性に関する情報は、さまざまな形で発信されており、情報の受け手がそれらの情報を見極める判断力を備えるためには、子どもの頃からの教育が不可欠です。

また、食品の安全性の確保に関して、食品関連事業者の持つ情報を教育の場で利用していく方策も考えていくべきです。小学校から生産や流通との対話を含む授業というものも検討されていいのではないのでしょうか。

情報公開と知的財産権、プライバシーの保護

食の安全に関するリスクコミュニケーションは、食品の危害情報、食品健康評価や管理措置についての情報などの共有化がその第一歩であり、基本的にはこうした情報には関係者全てに対して公開されることが必要です。食品安全委員会及びその専門調査会は、原則

として全て公開で開催されています。但し、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合は非公開とするとされています。この場合も、議事録については、発言者の氏名を除いて公開し、さらに会議の開催日から3年経過後に発言者氏名を含めて公開することになっており、安全性に関する議論については、関係者に明らかにすると決められています（参考10）。

食の安全に関するリスクコミュニケーションでも、プライバシーや知的財産権を尊重しつつ、安全性に関する議論を行うために十分な情報が開示されるよう工夫していくことが必要です。

緊急時におけるリスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションのあり方としては、平常時における場合のほかに、緊急時の対応については別の課題があり、異なる手法も必要とされますが、これらについては別途緊急時対応専門調査会で検討が進められています。

いわゆる「風評被害」防止対策

消費者が健康被害から身を護る行動をとるのは当然ですが、所沢ダイオキシン事件や最近の鳥インフルエンザ発生時にみられるように、実際には健康に悪影響を及ぼさない食品について、十分な情報がない中で、消費者、小売業者などが過剰に心配をした結果、この食品を提供している生産者、製造業者などが社会的、経済的に損害を被ることがあります。いわゆる「風評被害」です。

「風評被害」の語は、通常、その被害がどこまで風評によるものかを特定することが困難で、また、どこまでが風評（うわさ）かについても曖昧なことが多いことから、吟味せず安易に用いるべきではありません。しかし、リスクコミュニケーションが十分機能していれば防げたか、軽減できたケースもあったのではないかと考えられ、今後、この「風評被害」について、リスクコミュニケーションの課題として位置づけ、検討していくことが重要ではないかと考えられます。

消費者との接点となる売り場においては、もちろん、安全第一を優先させなくてはなりません。安全面での何らかの懸念が生じるとすぐさま売り場から商品を撤去してしまうことは、関係者に誤った情報（風評）を伝える可能性があります。その一方で、安全でないかもしれない食品を売り続けることは、信用を大きく損ねることになりかねません。科学的に正しい情報をすばやく入手する方法を確立するなど、こうした問題を少なくする方法の検討が必要です。

2. 方法

(1) コミュニケーションの媒体

食品安全モニターのアンケート結果でも、関係者が直接意見を交わすことができる意見交換会に対する期待が大きく、今後も積極的に開催していくことが適当と考えられます。また、インターネットを通じたやりとりも双方向性を確保した情報・意見の交換として、

ますます重要になるものと考えられます（参考 1 1）。

しかし、意見交換会への出席が困難な遠隔地の方々やインターネットを使わない関係者との双方向の情報・意見交換の方法についても、さらに検討を行う必要があります。また、食品安全委員会の「食の安全ダイヤル」などは、主として関係者の質問に答えるための相談窓口として設置されていますが、どのような危害要因を評価すべきか、どのような措置を執るべきか等の提案を積極的に受け付けるためのチャンネルとして利用することも検討すべきと考えられます。さらに、教育、医療、福祉関係者等との連携を深め、リスクコミュニケーションを効果的に実施していくことも検討すべきと考えられます。

（ 2 ）意見交換会

意見交換会については、新たな制度の説明など説明的な性格が強い場合は、大人数の参加を得る形をとり、個別、具体的な案件について議論する場合は、全員が発言参加できる少人数会合の形をとることが適当と考えられます。また、課題によっては、専門家、消費者、食品関連事業者、メディアなどからごく少人数が参加して集中的に議論を行い、論点を明確化することも有用と考えられます。

（ 3 ）専門家の養成と技術の向上

国をはじめ各関係者は、最新の科学の成果を正確、かつ、分かりやすく説明するためのコミュニケーションの方法と技術に精通した専門家の養成を行うなど、コミュニケーション技術の全体的な向上に努めるべきです。

農林水産省では、リスクコミュニケーションの基本を理解し、実践的な技術を身につけるため、平成 1 4 年 8 月から、消費・安全局の幹部及び担当者に対してリスクコミュニケーション研修やセミナーを 7 回実施しています（参考 1 2）。

このような研修を、広く各府省や関係者の間で実施することも検討すべきと考えられます。

（ 4 ）調査研究の充実

専門家の意見を聴きつつ、食の安全に関するリスクコミュニケーションについての実際的な調査研究を進めていくことが必要です。例えば、各国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの比較、リスクコミュニケーションの評価方法の開発などの分野での調査研究を推進することが重要と考えられます。また、生産者、流通関係者、消費者などの関係者が自己防衛できないリスクの存在を知った時、また、未知のリスクに対応する時、人々がどのような反応（行動）を起こすかというような課題について総合的かつ実証的な調査研究も必要と考えられます。

（ 5 ）国際的なリスクコミュニケーション

鳥インフルエンザウイルスや米国での B S E 発見と牛肉の輸入停止の事例に見られるように、諸外国との適切な連携や話し合いも重要です。我が国におけるリスク分析の内容等について適切な情報提供と意見の交換を行っていくとともに、国際機関における議論の状

況や、諸外国の食品の安全性に関する情報を国内の関係者が共有できるように、関係府省のホームページの充実や説明会、意見交換会の開催などに努めることが重要です。

・今後の取組みと活動の方向

リスクコミュニケーション専門調査会は、これまで半年間は主としてリスクの考え方についての理解を深め、国が新たに始めた施策について説明することを目的としたコミュニケーションに重点を置いてきました。今後は、生産、流通、消費、行政、専門家などの関係者から食品の安全性に関わる問題の所在や解決方向、疑問点について、何をリスクととらえ、どのようにコミュニケーションをすれば良いかなどについて意見を聞き、討議することに力を注ぎ、食品安全委員会をはじめとして国がなすべきことの方角を探ることを目指します。

また、具体的なリスクコミュニケーションの課題についても、関係者の意見を聞き、食品安全委員会に提言していきたいと考えています。

さまざまな情報や意見をもとに、関係者が誠実に努力して、食品の安全性の確保のためのリスクコミュニケーションを進めていくことが重要です。

リスクコミュニケーション専門調査会としては、上記の「現状と課題」を踏まえて、今後、次のような取組みを行っていくべきと考えます。

- 1．食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言
- 2．種々の意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加
- 3．行政、食品関連事業者、消費者、メディア、教育関係者などの関係者等と随時、直接、意見交換を実施
- 4．関係する専門調査会等と連携して、関係者間で意見の違いが大きい案件（農薬、添加物、遺伝子組換え食品など、安全性について関係者の認知ギャップの大きい分野を含む）関係者間で理解が不足している案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施
- 5．迅速なコミュニケーションを行うためのシステムの開発
- 6．いわゆる「風評被害」の原因究明と防止の方法の開発
- 7．国際的なリスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿

《 専門委員 》

石崎	美英	(主婦 公募委員)
犬伏	由利子	(消費科学連合会副会長)
小川	誠一	(東京都健康局食品医薬品安全部副参事(安全情報担当))
金子	清俊	(国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第7部長)
唐木	英明	(東京大学名誉教授)
神田	敏子	(全国消費者団体連絡会事務局長)
吉川	肇子	(慶應義塾大学商学部助教授)
見城	美枝子	(青森大学社会学部教授)
近藤	康子	(サントリー株式会社お客様コミュニケーション部長)
新蔵	敏彦	(全国漁業協同組合連合会常務理事)
関澤	純	(徳島大学総合科学部教授)
高橋	久仁子	(群馬大学教育学部教授)
千葉	百子	(順天堂大学医学部助教授)
西片	尚樹	(株式会社主婦と生活社編集第3部 別冊『すてきな奥さん』編集長)
平社	進	(NPO法人くまがや有機物循環センター代表理事 公募委員)
三牧	国昭	(株式会社すかいらーく総合品質保証部部長)

《 専門参考人 》

川田	善朗	(トホ加工株式会社代表取締役社長、 全国グリア協同組合連合会会長)
久保	直幸	(UIゼンセン同盟常任中央執行委員)
中村	雅美	(日本経済新聞社編集局科学技術部編集委員)

印は座長、 印は座長代理を示す

50音順、敬称略

食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題
平成16年7月

参 考 資 料 目 次

(参考1) 平成15年12月2日リスクコミュニケーション専門調査会第3回会合での関澤座長講演の要約	1
(参考2) 食品安全委員会専門調査会運営規程(抄)等について	2
(参考3) BSE問題をめぐるコミュニケーションと牛肉価格	3
(参考4) BSE問題検討会報告書における指摘と対応状況	5
(参考5) 食品安全基本法(抄)	7
(参考6) 関係府省のリスクコミュニケーションに関する取組みについて	8
(参考7) 都道府県、保健所設置市及び特別区の食品安全行政の取組み	12
(参考8) 東京都の取組み(小川専門委員提出資料による)	15
(参考9) 平成15年12月2日リスクコミュニケーション専門調査会第3回会合での近藤専門委員講演の要約	17
(参考10) 食品安全委員会の公開について(平成15年7月1日内閣府食品安全委員会決定)	18
(参考11) 食品安全モニター・アンケート調査「食の安全性に関する意識調査」の結果 (平成15年9月実施)	19
(参考12) 農林水産省消費・安全局職員を対象としたリスクコミュニケーション研修の実績	48

(参考1)

(平成12月2日リスクコミュニケーション専門調査会第3回会合での関澤座長講演の要約)

食品の安全性の確保に当たっては、原子力、化学物質、環境の問題と並びリスクコミュニケーションが大切となるが、食品は子供から高齢者、病弱者と健康な人など全ての人に関わる点で他と大きく異なっている。マスコミやインターネット上に食品の安全性に関する情報は氾濫しているが、必ずしもさまざまな人々が知りたい事柄について適切で信頼性の高い情報を提供しているとはいえない。

科学的で、透明性の高い食品の安全性の確保の手法として、リスク分析の考え方がFAOやWHOなどにより重要であると国際的に認められている。FAO/WHOによれば、リスク分析は、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションをその3要素とするがそれぞれは以下のようなものである。

リスク評価：その時点で入手可能なすべてのデータを総合して、科学的に評価を行い、指針を提示する。

リスク管理：安全管理の選択肢の検討、実施、モニタリング、再評価のための情報提供。技術的可能性、コストパフォーマンスなどを考慮して選択肢を用意して実施する。

リスクコミュニケーション：生産から消費に至る全ての関係者間の情報共有と役割をもった参加を保証する。情報公開だけでは不十分。

リスクコミュニケーションの位置づけ：食品に含まれる危害要因とこれに関する情報や意見を的確に伝え理解することは、食品安全管理の不可欠な要素。国際機関、政府、業界、消費者その他の関係者の参加が必要。

リスクコミュニケーションの実際：信頼できる情報源の確立。透明性の確保。責任の分担。相互理解の推進。コミュニケーションの専門的能力の確立。科学と価値判断の区別と両者の重要性の確認。

平常時のリスクコミュニケーションと緊急時のリスクコミュニケーションの区別：緊急時には、事後の見直しを前提とした効果的な危機管理のための計画とパニックを回避し、実地的な行動指針を提供するためのコミュニケーション・チャンネルが必要。平常時には食品安全に関する教育や常日頃問題とされている事柄について科学的な情報だけでなく実行可能性を含む関係者間の意見交換と理解の推進による問題解決の促進などが必要となる。

以上のように国際機関や欧米ではリスク分析の一環としてのリスクコミュニケーションについてさまざまな試みが行われ、食品の安全性確保のための施策に反映されており、我々も参考とできる。

(参考2)

食品安全委員会専門調査会運営規程(抄)等について

食品安全委員会専門調査会運営規程(抄)
(平成15年7月9日内閣府食品安全委員会決定)

第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く。

一 (省略)

二 リスクコミュニケーション専門調査会

三 (省略)

2～5 (省略)

(専門調査会の所掌)

第3条 (省略)

2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する。

3～4 (省略)

第4条～第6条 (省略)

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項

(平成15年9月11日内閣府食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」こととされている。

この規定に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

個別テーマや海外及び国内他分野におけるリスクコミュニケーションの事例に関する意見交換会等の結果を踏まえた我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題についての意見のとりまとめ

BSE問題をめぐるコミュニケーションと牛肉価格

平成13年

- 8月6日 千葉県のと畜場で乳牛が敗血症として診断されて、全廃棄処分された。この牛は家畜保健衛生所に頭部だけが提供され、残りはと畜場からレンダリングに回された。
- 8月24日 千葉県家畜保健衛生所で病理検査で空胞を発見
千葉県から農林水産省へその旨を連絡
- 9月10日 農林水産省が国内初のBSE感染牛の疑い例を発表。その際、当該牛は食肉に供されず、焼却処分されたはずと回答
- 12日 千葉県、厚生労働省は農林水産省に、上記当該牛は焼却されずにレンダリング処理されていたと連絡
- 14日 農林水産省がBSE感染牛は、焼却されずにレンダリング処理されていたとして、発言を訂正した
- 週明け18日から、卸売価格の下落が始まった
17日：1130円、18日：1072円、19日：982円
(kg当たり、省令価格。以下同様)
- 10月4日 農林水産省が、肉骨粉の使用を禁止
- 11日 東京都の食肉卸売市場でBSEエライザ検査陽性牛が見つかった
採取された牛の特定ができなかったため、東京都は同時に出荷された肉と内臓の回収を行った
(確認検査の結果は陰性)
- 翌12日：472円、全頭検査前の最安値
- 18日 厚生労働省と農林水産省の両大臣が、BSEの全頭検査の開始、特定危険部位の除去などを発表。マスコミは、これを「安全宣言」として報道した
- 26日 全頭検査前に市場に出回った在庫牛肉を買い取る「牛肉在庫緊急保管対策事業」の発表、開始
- 11月21日 国内2例目のBSE感染牛の確認を公表。
- 22日に、卸売価格急落、21日：715円、
22日：579円
- 30日 国内3例目のBSE感染牛の確認を公表
- 卸売価格が下がり続ける
30日：527円、12月3日：457円、4日：532円、
5日：400円、6日：427円、7日：351円
- 12月7日 卸売価格が、年内の最安値を記録
- 7日：351円

平成14年

1月23日 雪印食品が、「牛肉在庫緊急保管対策事業」に、豪州産牛肉を国産牛と偽装して申請したことを発表

1月の卸売平均価格は 456 円

2月 1日 近畿農政局長名で雪印食品を刑事告発

15日 食肉加工販売会社カワイによる、輸入牛肉の国産牛への偽装が発覚

2月の卸売平均価格は 360 円へ下落

3月 5日 全農系の鶏肉加工会社くみあいチキンフーズによる、輸入鶏肉の鹿児島県産への偽装が発覚

11日 茨城県の農業協同組合による、豚肉の産地偽装が発覚

12日 千葉県の農事組合による、豚肉の産地偽装が発覚

3月の卸売平均価格は 354 円で年内最安値

4月 2日 BSE問題に関する調査検討委員会が調査報告書を提出

30日 雪印食品が解散

4月の卸売平均価格は 614 円。以後、価格は回復基調

5月13日 BSE 4例目の確認を発表

6月11日 関係閣僚会議が、食品安全基本法、食品安全委員会の新設等を決める

28日 日本食品の牛肉偽装が発覚

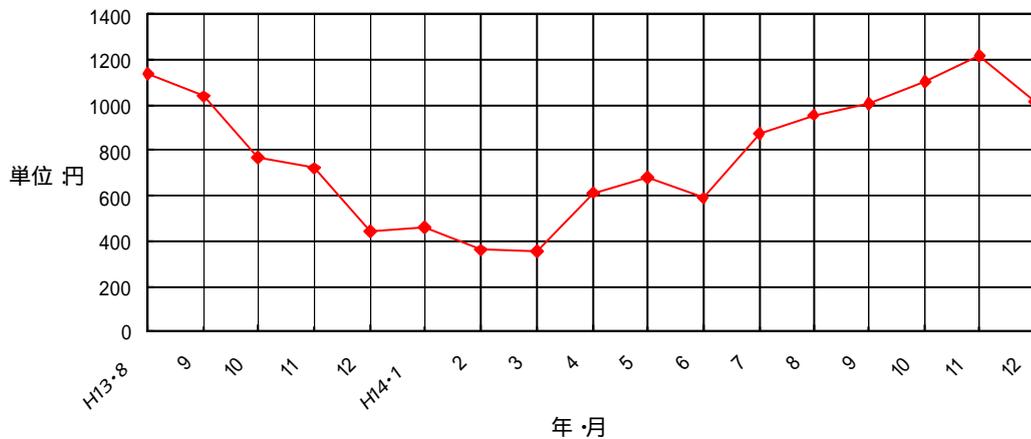
6月の卸売平均価格 590 円から、7月 879 円へ上昇

8月 6日 日本ハムグループによる牛肉の産地偽装が発覚

22日 BSE 5例目の確認を発表

9月の卸売平均価格は 1005 円、BSE発生後、初めて1000 円台を回復

枝肉の1kg当たり卸売価格の推移



◆ 枝肉卸売価格 (省令規格:去勢和牛、乳用肥育去勢牛、その他去勢牛のB-2、B-3規格を合わせたもの)

BSE 問題検討会報告書における指摘と対応状況

「BSE 問題報告書（平成14年4月2日 BSE 問題に関する調査検討委員会）」

第 部 今後の食品安全行政のあり方

2 食品の安全性の確保に係る組織体制の基本的考え方

(2) リスク分析をベースとした組織体制の整備

「リスクコミュニケーション」の確立

において指摘された点と、現在までの対応状況は以下のとおり。

BSE 問題報告書における指摘	平成15年度の対応状況
<ul style="list-style-type: none">・ リスクコミュニケーションを総合的に推進する専門の機能・組織を確立することが必要。・ リスク評価、リスク管理の経過を含め、リスク分析のプロセス全体を通じて情報の公開および意見の相互交換がなされることを制度化することが必要。・ リスク評価及びリスク管理にかかわる情報は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条各号に規定された情報を除いて、消費者が自由にアクセスすることを可能とし積極的に一般に公開されることが必要。・ 消費者を対象とした「公聴会」や「意見提出」の制度を設けることも必要である。公聴会については、行政側が積極的に開催するとともに、消費者からも開催の請求ができるように制度化すべき。・ リスク評価やリスク管理に関する情報公開・提供に当たっては、欧米の例も参考に、登録した希望者に対して制度の変更に係わる情報を、その都度、インターネットを通じて提供	<ul style="list-style-type: none">・ 食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省に専門組織が設置されている。・ 食品安全基本法第13条等に規定。・ 食品安全委員会、同専門調査会、薬事食品審議会、食料・農業・農村審議会、農業資材審議会等は、資料を含め原則公開で開催されている。・ 意見、情報の募集、食の安全ダイヤル、意見交換会の開催等により、実質的に対応。・ インターネット上では公開。農林水産省は、希望者へメールにて最新情報を提供するシステムの運用を開始。

する手法等も導入すべき。

- ・ リスクコミュニケーションは、リスク評価を実施する機関並びにリスク管理を分担する省庁の両方が、相互および他の利害関係者で行う。そのための実施の機能・体制を整備することが必要。
- ・ リスクコミュニケーションを総合的に分担する組織は、リスク評価を実施する行政機関に置くことが適切。
- ・ 海外の例も参考に、一般の人向け、子供たち向けなど、受け手の特性にあわせた情報の提供など工夫が必要。
- ・ きめ細かな情報を提供していくためには、情報に関する専門部署と専門家がいなければならない。日本においては遅れている分野である。特に広報担当コミュニケーションの育成が急がれる課題。

・ 各府省において体制整備済み。

・ 食品健康影響評価を行う食品安全委員会に係行政機関が行うリスクコミュニケーションについて調整の事務。

・ パンフレット、インターネットとも広く一般向けに分かりやすい情報提供に努めているところ。子ども向けについては、一部で実施。

・ 各府省にリスクコミュニケーション担当の専門組織は設置済み。コミュニケーターについては、実地で養成中。一部では、研修を実施。

食品安全基本法（平成十五年五月二十三日法律第四十八号）（抄）

最終改正 平成十五年六月十一日法律第七十四号

（食品健康影響評価の実施）

- 第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
- 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

（国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定）

- 第12条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第一項又は第二項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

（情報及び意見の交換の促進）

- 第13条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

（食品の安全性の確保に関する教育、学習等）

- 第19条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。

（所掌事務）

- 第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 第二十一条第二項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
 - 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
 - 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 四 第二号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
 - 六 第二号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
 - 七 第二号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
 - 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

関係府省のリスクコミュニケーションに関する取組みについて

．関係府省連携による取組み

消費者の視点に立った新たな食品安全行政を展開しつつ、リスクコミュニケーションの推進を図るため、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省が相互に連携を図り、消費者、食品関連事業者等の関係者との間で意見交換会等を次のように全国各地で開催した。(平成16年3月末までの31回で5,000人以上が参加)

平成15年		
7月 4日	食の安全に係る改正法の施行に向けて	(東京)
10日	食の安全に係る改正法の施行に向けて	(神戸)
8月12日	食品衛生に関する説明と意見交換の会	(東京)
9月10日	消費者団体との施策意見交換会(残留農薬について(第1回))	(東京)
26日	食の安全に関する意見交換会	(金沢)
30日	消費者団体との施策意見交換会(残留農薬について(第2回))	(東京)
10月 7日	食の安全・安心セミナー	(熊本)
10月24日	遺伝子組換え食品についてご意見を聴く会	(東京)
10月28日	リスクコミュニケーション意見交換会	(東京)
10月31日	食の安全に関する意見交換会	(札幌)
11月 5日	とうかい食の安全・安心フォーラム	(名古屋)
11月10日	家畜に使用する抗菌性物質に関する意見交換会	(東京)
11月11日	長寿県沖縄における食品の安全性に関する地域フォーラム	(那覇)
11月18日	食の安全に関する意見交換会	(仙台)
11月19日	汚染物質の国際的リスク管理手法についての意見交換会	(東京)
11月26日	消費者団体との施策意見交換会(食品表示)	(東京)
11月28日	食のリスクコミュニケーション意見交換会	(大阪)
12月 2日	食の安全・安心フォーラム～食の安全・安心をめざして	(埼玉)
12月 5日	食の安全に関する意見交換会	(福岡)
12月 9日	輸入食品の安全性確保に関する意見交換会	(東京)
12月12日	消費者団体との施策意見交換会(牛肉のトレーサビリティ)	(東京)
12月12日	カドミウムに関する意見交換会	(東京)
12月15日	輸入食品の安全性確保に関する意見交換会	(大阪)
12月16日	食のリスクコミュニケーション意見交換会	(広島)
12月19日	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準案等に関する意見交換会	(東京)
平成16年		
1月16日	食の安全・安心に関する意見交換会	(京都)
1月30日	食のリスクコミュニケーション意見交換会	(高松)
2月16日	食のリスクコミュニケーション意見交換会	(東京)
3月13日	食のリスクコミュニケーション講演会	(東京)
3月17日	消費者団体との施策意見交換会 - 野菜などの衛生管理 -	(東京)
3月19日	鳥インフルエンザワクチンに関する意見交換会	(東京)
3月22日	食のリスクコミュニケーション講演会	(京都)
3月23日	食品衛生に関する説明と意見交換の会	(東京)
3月26日	消費者団体との施策意見交換会 - 食品のトレーサビリティ -	(東京)

．各府省独自の取組み

1．食品安全委員会の取組み

平成15年度に食品安全委員会は、リスクコミュニケーションの推進を図るため、関係行政機関とも連携しつつ、次のような取組みを行った。

審議の透明性確保と情報の提供

食品安全委員会は、原則公開とし、食品健康影響評価の結果や議事録等の審議状況について、ホームページを活用して情報を提供。

国民一般からの意見・情報の募集

「鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品」などの食品健康影響評価などに関して、広く国民一般からの意見・情報の募集を実施。

(平成16年3月末日までの実施件数：26件)

懇談会、講演会等の開催

消費者、食品関連事業者等の関係者との間で情報や意見の交換を行うため、懇談会を14回開催。

また、特に国民の関心の高いテーマや食品健康影響評価に関連して、BSEや高病原性鳥インフルエンザなどについて有識者による講演会などを実施した。

「食の安全ダイヤル」の設置

幅広く消費者等から食品の安全性に関する情報提供、問合せ、意見等を頂くとともに、知識・理解を深めていただくため、平成15年8月1日に「食の安全ダイヤル」を設置。(平成16年3月末日までの問合せ件数：358件)

「食品安全モニター」を通じた意見等の把握

平成15年9月初めに、食品安全モニター470名を依頼し、食品の安全性に関する意識調査(アンケート調査)を実施。また、随時、食品安全行政に関する意見等の報告を受けているところ。さらには、食品安全モニター会議を、全国6会場(7回)開催。(平成15年12月から平成16年1月)

2. 厚生労働省における取組について

関係府省と連携し、消費者、事業者など関係者との意見交換会の開催や、関係府省の行う意見交換会への参加をつうじて、リスクコミュニケーションの推進を図るとともに、ホームページなどを活用した情報発信を進めている。

ホームページによる情報発信

食品の安全確保に向けた取組について「食品安全情報」のホームページにまとめ、情報提供を実施。また、アクセスしやすいように厚生労働省ホームページのトップに「食品安全情報」のバナーを設置。

食品の安全性に関する意見・質問メールの受付

「食品安全情報」のホームページ上に、食品の安全性に関する行政の取組や情報提供のあり方についての意見等を受け付けるためのメールボックスを設置。

審議会等の透明性確保と情報の提供

薬事・食品衛生審議会や健康食品に係る制度のあり方に関する検討会などを原則公開とし、その審議内容や議事録等について、ホームページを活用して情報を提供。

国民一般からの意見・情報の募集（いわゆるパブリックコメント）

「輸入食品監視指導計画（案）についての御意見の募集」など、広く国民一般からの意見・情報の募集を実施。

（平成15年度実施件数：27件）

意見交換会の開催

消費者、事業者などの関係者と関係行政担当官が一堂に集まり、平成15年7月以降、食品の安全に関する意見交換会やアンケート調査等を全国で開催。

また、この他に輸入食品の安全確保に関しての意見交換会を東京、大阪で開催。

政府広報による情報発信

「食品の安全・安心」などをテーマとして、改正された食品衛生法、輸入食品の水際チェックの活動状況やその厚生労働省における取組みについて、日本テレビ「新ニッポン探検隊（平成15年9月7日放送）」や政府広報誌「時の動き（2003年10月号）」などにより情報提供。

3. 農林水産省における取組み

消費者等の関心の高いテーマを中心に「食品に関するリスクコミュニケーション」を開催。またホームページ・メールマガジン、消費者等との定例懇談会等を通じてわかりやすい情報を積極的に提供。

審議会への消費者の参画

食料・農業・農村政策審議会に「消費・安全分科会」を設置し、委員として消費者をはじめとした関係者が参画。

農林水産大臣と消費者など関係者との意見交換会・懇談会の開催

平成14年度から定期的に行なう。

- ・「大臣と関係団体等との意見交換会」(7月7日)
- ・「大臣と消費者等との定例懇談会」(7月17日第1回、11月13日第2回)

「食品に関するリスクコミュニケーション」の開催

食品の安全性の確保に関する施策に消費者、生産者、事業者など関係者の懸念や意見を施策に反映するため、個別のテーマ毎に「食品に関するリスクコミュニケーション」を内閣府食品安全委員会事務局、厚生労働省と連携して開催。

- ・「残留農薬について」(9月10日第1回、9月30日第2回)
 - ・「家畜に使用される抗菌性物質のリスク管理について」(11月10日)
 - ・「汚染物質のリスク管理に関する国際的な考え方について」(11月19日)
 - ・「わかりやすい食品表示のあり方について」(11月26日)
 - ・「牛肉のトレーサビリティと牛の個体識別について」(12月12日)
 - ・「カドミウムの国際基準値案と我が国の現状について」(12月12日)
 - ・「安全な農産物を生産するための適正農業規範(GAP)の取り組み」(3月17日)
 - ・「ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性について
ワクチンの使用方針について」(3月19日)
 - ・「食品のトレーサビリティ」(3月26日)
- (平成16年4月8日現在の実施件数：9テーマ、10回)

地方農政局等における意見交換会等の取組み

地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局において、シンポジウムや意見交換会等の主催やパネラーや講師の派遣を実施。(16年2月末現在)

シンポジウムや意見交換会等の主催 全国計 1,130回 (15年7月以降)

パネラーや講師の派遣 全国計 3,228回 (15年7月以降)

ホームページやメールマガジンを通じた情報提供

ホームページ、メールマガジン等により、食の安全・安心情報を提供。

なお、2月20日から農林水産省をはじめ食品安全委員会、厚生労働省からの食の安全・安心情報を発信する「食の安全・安心トピックス」を開始。

(食の安全・安心トピックス配信者数：7,403名 (平成16年4月8日現在))

都道府県の食品安全行政の取組

(平成16年3月31日現在)

都道府県名	食品安全関係部局の連絡会議等の設置	条例の制定	基本方針の策定	行動計画の策定
北海道		検討中	(14.9)	(15.3)
青森県			(15.6)	(15.6)
岩手県			(15.8)	(16.2)
宮城県		(16.4)	(15.3)	(15.9)
秋田県		(16.3)		策定中
山形県			(15.3)	
福島県			(14.11)	(14.11)
茨城県			(14.3)	(15.3)
栃木県	16年度予定		(16.3)	検討中
群馬県		(16.3)	(改定中)	
埼玉県		策定中	(12.3)	(15.7)
千葉県			検討中	
東京都		(16.3)	条例制定に伴い廃止	策定中(17.3予定)
神奈川県		検討中	(16.3)	(16.3)
山梨県			(15.9)	(16.3)
長野県	検討中		(7.2)	
静岡県			(14.11)	(15.3)
新潟県			(15.8)	(16.3)
富山県				(16.3)
石川県			(16.2)	(16.3)
福井県				(16.3)
岐阜県		(15.12)	(16.4)	策定中
愛知県				(15.9)
三重県			(15.1)	(15.1)
滋賀県			(15.8)	(16.3)
京都府			(15.3)	
大阪府			(14.11)	
兵庫県			策定中	策定中
奈良県			(15.12)	検討中
和歌山県			(16.1)	検討中
鳥取県			(16.3)	(16.3)
島根県			(15.12)	検討中
岡山県			(14.9)	(15.3)
広島県			(15.3)	(16.3)
山口県			(16.3)	策定中
徳島県			検討中	
香川県			(16.3)	(16.3)
愛媛県			(15.10)	(16.3)
高知県			検討中	検討中
福岡県			(16.2)	策定中
佐賀県			(16.1)	(16.1)
長崎県		(15.12)	(15.2)	(15.12)
熊本県		検討中	(15.3)	
大分県		検討中	(14.3)	検討中
宮崎県	検討中		検討中	検討中
鹿児島県			策定中	
沖縄県			検討中	

食品安全関係部局の連絡会議等の設置：

：各自治体において食品安全に関係する部局間の連絡や情報交換を行う体制として連絡会議又は、それに準ずる会議を設置している

検討中：設定していないが、設置のための準備を行っている

空欄：上記以外

条例の制定、基本方針 行動計画の策定：

策定済み、策定中：具体的な策定プロセスに入っている、検討中：具体的な策定プロセスには入っていないが策定を検討中 ()内は策定年月

(参考7)

都道府県の食品安全行政の取組

(平成16年3月31日現在)

	自治体名	食品安全関係部局の 連絡会議等の設置	基本方針の 策定	行動計画の策定
北海道	札幌市			検討中
北海道	旭川市		検討中	検討中
北海道	小樽市			
北海道	函館市		検討中	検討中
宮城県	仙台市			
秋田県	秋田市	16年度予定	検討中	検討中
福島県	郡山市			
福島県	いわき市			
栃木県	宇都宮市			策定中
埼玉県	さいたま市		策定中	
埼玉県	川越市			
千葉県	千葉市			
千葉県	船橋市		(16.3)	(16.3)
東京都	千代田区			
東京都	中央区			
東京都	港区			
東京都	新宿区			
東京都	文京区			
東京都	台東区			
東京都	墨田区			
東京都	江東区		検討中	検討中
東京都	品川区			
東京都	目黒区			
東京都	大田区			
東京都	世田谷区			検討中
東京都	渋谷区			
東京都	中野区			
東京都	杉並区			
東京都	豊島区			
東京都	北区	検討中	検討中	検討中
東京都	荒川区		検討中	検討中
東京都	板橋区			
東京都	練馬区			
東京都	足立区			
東京都	葛飾区			
東京都	江戸川区			
神奈川県	川崎市		(16.2)	(16.2)
神奈川県	横浜市			
神奈川県	横須賀市			
神奈川県	相模原市			
長野県	長野市		検討中	
静岡県	静岡市		検討中	検討中
静岡県	浜松市		検討中	検討中
新潟県	新潟市		(16.4)	(16.4)
富山県	富山市			
石川県	金沢市		検討中	検討中
岐阜県	岐阜市			
愛知県	名古屋市		検討中	検討中
愛知県	豊田市		検討中	検討中
愛知県	豊橋市			

	自治体名	食品安全関係部局の 連絡会議等の設置	基本方針の 策定	行動計画の策定
愛知県	岡崎市	検討中		
京都府	京都市			
大阪府	大阪市	16年度予定		
大阪府	堺市			
大阪府	高槻市			
大阪府	東大阪市			
兵庫県	神戸市			
兵庫県	姫路市			
兵庫県	尼崎市		検討中	検討中
兵庫県	西宮市			
奈良県	奈良市	16年度予定		
和歌山県	和歌山市			
岡山県	岡山市		検討中	検討中
岡山県	倉敷市		検討中	
広島県	広島市			
広島県	福山市			
広島県	呉市			
山口県	下関市			
香川県	高松市			
愛媛県	松山市		策定中	策定中
高知県	高知市		検討中	検討中
福岡県	北九州市			
福岡県	福岡市		検討中	
福岡県	大牟田市		検討中	検討中
長崎県	長崎市		検討中	検討中
長崎県	佐世保市			
熊本県	熊本市	検討中	検討中	
大分県	大分市			
宮崎県	宮崎市			
鹿児島県	鹿児島市	検討中		

食品安全関係部局の連絡会議等の設置：

：各自治体において食品安全に関係する部局間の連絡や情報交換を行う体制として
連絡会議又は、それに準ずる会議を設置している
検討中：設置していないが、設置のための準備を行っている
空欄：上記以外

基本方針・行動計画の策定：

策定済み、策定中：具体的な策定プロセスに入っている、検討中：具体的な策定プロセスには入っていないが策定を検討中
()内は策定年月

東京都の取組み(小川専門委員提出資料による)

東京は食品流通の拠点であり食品の大消費地という地域特性を有するばかりでなく、食品の安全性に対する関心が高くその取組みの影響力は大きなものがある。地域住民や事業者にとってもっとも身近な立場にある自治体として、常に現場と向き合った行政施策が求められている。

このため、リスクコミュニケーションの重要性は言うまでもなく、これまでに数多くの取組みを実施してきたが、その時々的事件や事故などを通じて充実させてきた。

従来、食品事業者に対する普及啓発事業が中心であった食品衛生行政は、平成元年に50万人の署名とともに提出された食品安全条例制定の直接請求やその後の都議会での議論等を契機に、消費者を意識した施策の必要性が認識され、その結果、平成2年12月19日、都民との情報の共有の重要性が謳われた「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針(平成11年4月2日改定)」が策定された。

平成2年に発足した東京都食品環境指導センターの情報誌「くらしの衛生」は、これまで、行政がほとんど公表してこなかったさまざまな食品の検査データを掲載するなど、積極的な情報提供の先鞭をつけるもので、消費者団体等から高く評価され、東京都の姿勢に対する消費者の認識が変わるきっかけとなった。

平成5年度には、都民代表等の意見や考え方を直接聞く場及び行政が行っている施策や対応を直接営業者や消費者に伝える場として、「東京都食品保健懇話会」を設置し、継続して開催され、リスクコミュニケーションを具体的に実践している場として評価を受けた。

平成8年のO157による食中毒の際には、都民の食に対する不安を軽減させるため、総力を挙げて、パンフレット、ビデオ、パネルの作成(「腸管出血性大腸菌O157ってなに?Q&A」11万部、営業者向け衛生管理パンフレット「自主的衛生管理」5,000部、外国人向け「腸管出血性大腸菌O157ってなに?Q&A」英語、中国語、ハングル各4,000部など)食中毒防止新聞広告の掲載、東京都提供番組や広報誌を利用した普及啓発の実施、専用相談電話やインターネット等による情報提供、食中毒予防チラシや手洗いシールの作成(予防チラシを400万部を作成し、都内小中学校、幼稚園、保育所に配布など)パネルディスカッションの開催などを実施した。

幸い、都内では死者を出すような大規模な発生は見られなかったが、普及啓発と情報提供の重要性が行政内部にも強く認識されることとなった事件となった。

平成15年度から、都では、三つの新たな事業を開始した。

第一は、食品安全情報評価委員会の設置である。委員会は、学識経験を有する者17名以内と都民からの公募者3名以内で構成され、食品安全に関係する内外の情報を収集し、収集した情報のうち、将来危害の発生や拡大が予測される課題について分析・検討し、都がとるべき対策を提言することを目的としている。

都では、提言に基づき、効果的で効率的な監視や検査を実施するとともに、危害の未然防止や被害を最小限に食い止めるための対策を推進する。その際、検討した課題を正しく都民に伝えるために、委員会では、課題ごとのリスクコミュニケーションの方法についても検討し、都に助言することとしている。

第二に、インターネット上で食に関する様々な問題について情報や意見を交換し、討論を行う場として、「食品安全ネットフォーラム」を開設した。

食品安全ネットフォーラムは、都が設定したテーマについて、誰でも参加できるもので、討論の結果は、東京都の食品安全対策に活用することとしている。

第三は、「食の安全都民フォーラム」である。これは、できるだけ多くの都民の参加の下に、公開の場で、食の安全問題を考えてもらう場として開催するもので、シンポジウム形式やパネルディスカッション形式で年2回開催している。

(平成 15 年 12 月 2 日リスクコミュニケーション専門調査会第 3 回会合での
近藤専門委員講演の要約)

商品に担当部署に直接つながる電話番号を記載するようになったのは 15 ~ 16 年前のこと。フリーダイヤルになったのが 5 ~ 6 年前。一部休日にも対応。年間 12 ~ 13 万件の消費者、関連事業者からの問い合わせ。

問い合わせの内容は、コマースのタレントが着用しているネクタイはどこで買えるかといったものから、賞味期限のようなものまで千差万別。ただ、最近では、成分、効能、カロリー、原料の産地、添加物、アレルギーといった商品の品質、安全性に関係したものが増えてきている。また、以前は主婦層からの問い合わせが多かったが、最近では、年配の男性や子どもからの詳細な内容を求める問い合わせが増えている。

輸入原料、食品について、香料などどこまで内容を保証できるのかが最近の課題の一つ。企業間の情報開示も重要な問題。

ペットボトルなど再栓式の容器に入った果汁飲料は、口のみなどにより、雑菌が中に入り、保存状態によっては、中味が発酵し、栓が飛んだり、容器破損に繋がりがねない。危険情報を製品に記載することに、社内調整に時間もかかったが、消費者の安全を最優先し、注意表示に繋がった。さらに業界全体での表示、啓蒙活動に展開された。

企業においても、信頼できる情報源の確立、透明性の確保、コミュニケーション能力の確立、受け手の把握など、リスクコミュニケーションの原則は共通。

答え方によって、問い合わせの趣旨がどんどん変わってくるということがよくある。

日常のふとした問い合わせなのか、相手が緊急を要する状況にいるのかを窓口で判断することが重要。

企業サービスとして、長時間、相手の話を聞くようなカウンセリング的な能力も必要。

また、本当に伝えたいことは、出かけて行って、面と向かい合って話さなくてはいけない。

意見交換会への参加のしやすさは、人によって異なる。平日のみではなく、休日の夜などに開催することも必要。

業界単位での情報、意見の交換も、行政や他の関係者との意見の調整、消費者向けのパンフレットの作成などを行う上で重要。

食品安全委員会の公開について (平成15年7月1日内閣府食品安全委員会決定)

1 委員会の活動状況の公開について

委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 会議の公開について

委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。

3 議事録等の公開について

- (1) 委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する。
- (2) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。

4 諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について

- (1) 委員会の諮問、勧告、評価結果、意見等については公開する。
- (2) 委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。

5 その他

- (1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。
- (2) その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定める こととする。

食品安全モニター・アンケート調査「食の安全性に関する意識調査」の結果
(平成15年9月実施)

1. 調査目的

食品安全委員会では、食品の安全性の確保に向けての役割を果たしていく上で消費者の方々から情報や意見を頂くため、9月初めに食品安全モニターを470名依頼した。そこで、食品安全委員会への期待や食品の安全性に関する意識を把握するため、「食品の安全性の確保について」、「食品の安全性に係る危害要因について」、「リスクコミュニケーションについて」、「食品の安全性に係る緊急の事態について」の4項目について、アンケート調査を実施した。

2. 実施期間 平成15年9月5日～19日

3. 対 象 食品安全モニター 470名
有効回答数 455名(有効回答率:96.8%)

4. 調査結果の概要

<食品の安全性の確保について>

- 1 食品安全基本法の制定、食品安全委員会の設置などの新たな取組についておおむね評価
- 2 食品安全委員会に対して、「適切な情報提供」を期待
- 3 食品の生産から消費までの段階のうち、「生産段階」、「製造・加工段階」に不安感
- 4 食品表示については、制度自体は7割が評価しているが、表示実態には多い不満
- 5 輸入食品の安全性確保では、「検疫所等が行う輸入食品監視業務の強化」に7割が期待
- 6 発がんの可能性が高いと感じる要因として、「食品添加物」を7割の人が、「遺伝子組換え食品」についても3割の人が挙げたが、職務経験によりそれらの認識に差も
- 7 食を通じた健康被害の報道について、3桁の有訴者数発生で8割の人が不安に

<食品の安全性に係る危害要因について>

- 8 食品の安全性の観点から、6割を超える人が「農薬」、「輸入食品」、「添加物」、「汚染物質」に不安

< リスクコミュニケーションについて >

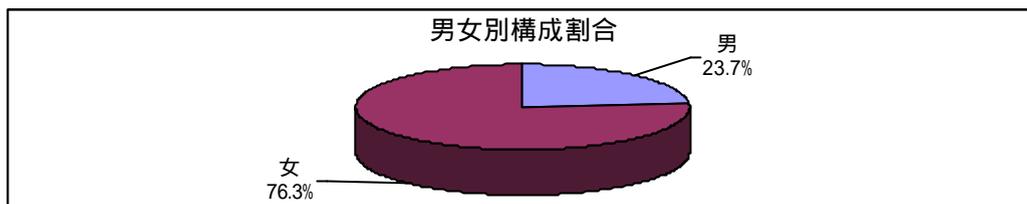
- 9 食の安全の分野における行政のリスクコミュニケーションに対して、分かれる評価
- 10 B S E 関係などでリスクコミュニケーションに不満の声
- 11 行政機関から情報が早く正確に提供されたことなどを理由に、自然災害でのリスクコミュニケーションに3割の人が適切と評価
- 12 地域での意見交換会にはほとんどの者が出席希望
- 13 意見交換会では7割の人が「リスク評価結果に基づき講じられている施策」に関心
- 14 意見交換会の手法として6割の人が「パネルディスカッション」を希望
- 15 意見交換会で得た情報を半数以上の者が「積極的に知人・友人等に伝達」
- 16 意見交換会以外のリスクコミュニケーションの方法としては、インターネットの活用などにより、幅広く、時間に縛られない取組に期待する声
- 17 食品の安全性に関して、消費者・行政関係者や科学者の間での認識のギャップを若干でも感じたことがある者が8割近く存在
- 18 認識ギャップの縮小には、消費者の視点、情報の公開、科学的な評価などの点が重要との声

< 食品の安全性に係る緊急の事態について >

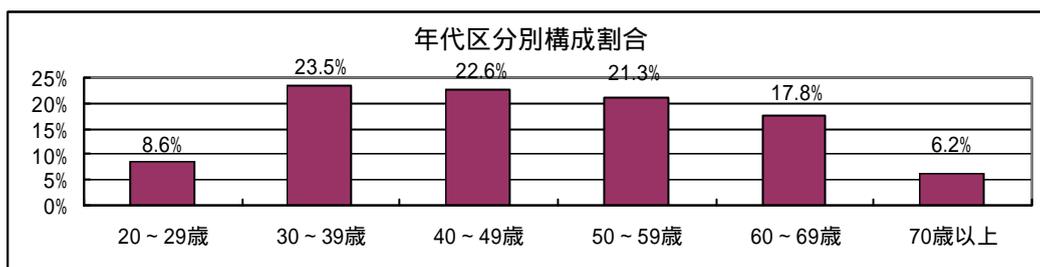
- 19 平成 13 年の B S E 発生当時の行政の情報提供については、情報の正確さと伝達のスピードを問題視
- 20 緊急事態の発生時に信用できる情報源として、「新聞」、「テレビ・ラジオ」に次いで、「官公庁のHP、政府広報」も
- 21 緊急事態の発生時の情報の問合せ先は、「保健所」が多く、次いで「国の行政機関」、「都道府県の消費生活センター」

(参考) 回答者数 455 人の内訳

1) 男女別：男性 108 人 女性 347 人

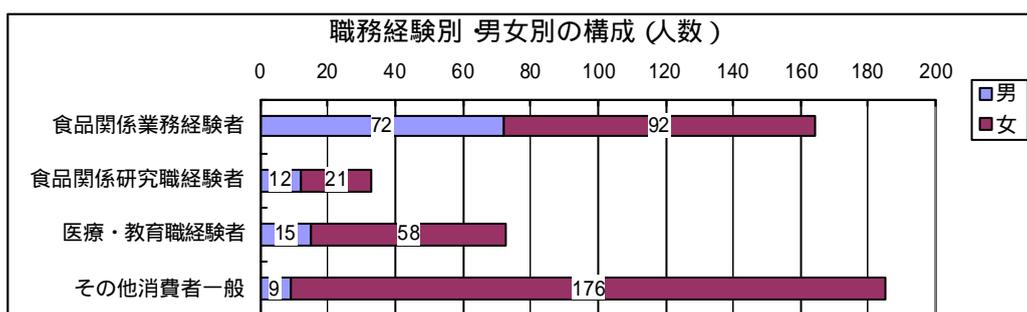
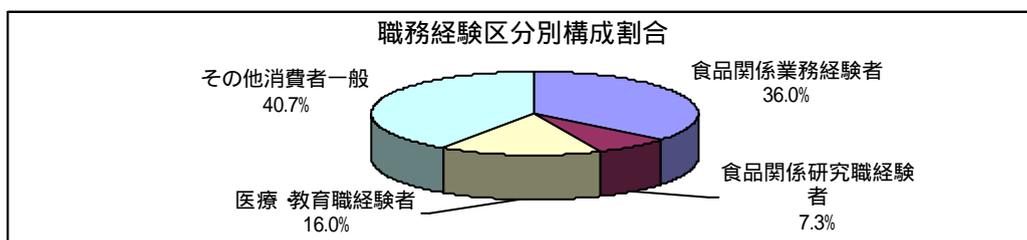


2) 年代区分別：20～29歳 39人 30～39歳 107人 40～49歳 103人
50～59歳 97人 60～69歳 81人 70歳以上 28人



3) 職務経験区分別：

食品関係業務経験者	・現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方 ・過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方	164人
食品関係研究職経験者	・現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方	33人
医療・教育職経験者	・現在もしくは過去において、医療、教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方	73人
その他消費者一般	・上記の項目に該当しない方	185人



第1 食品の安全性の確保について

1 食品の安全性確保のための取組に対する評価

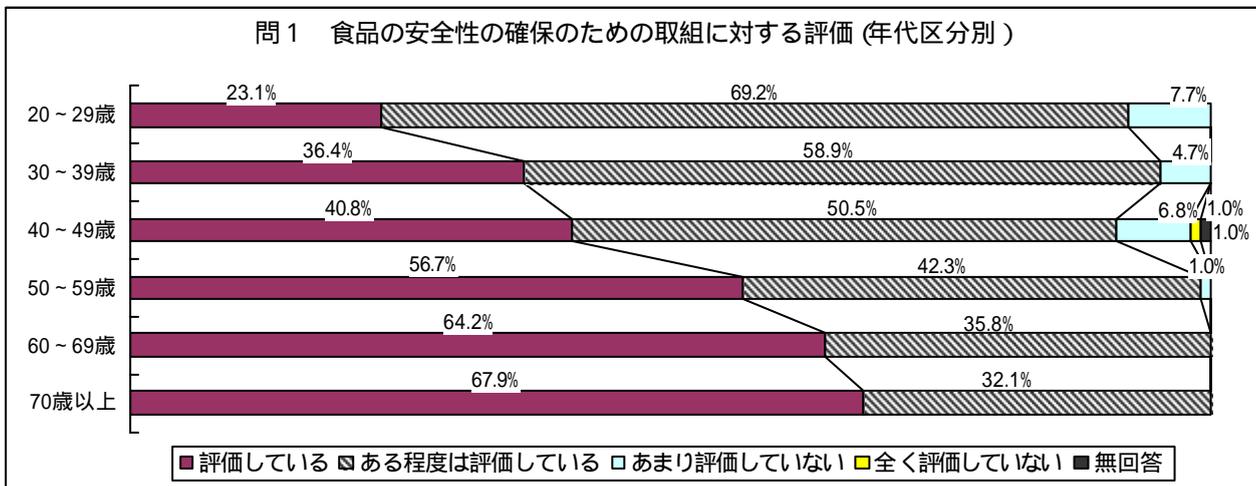
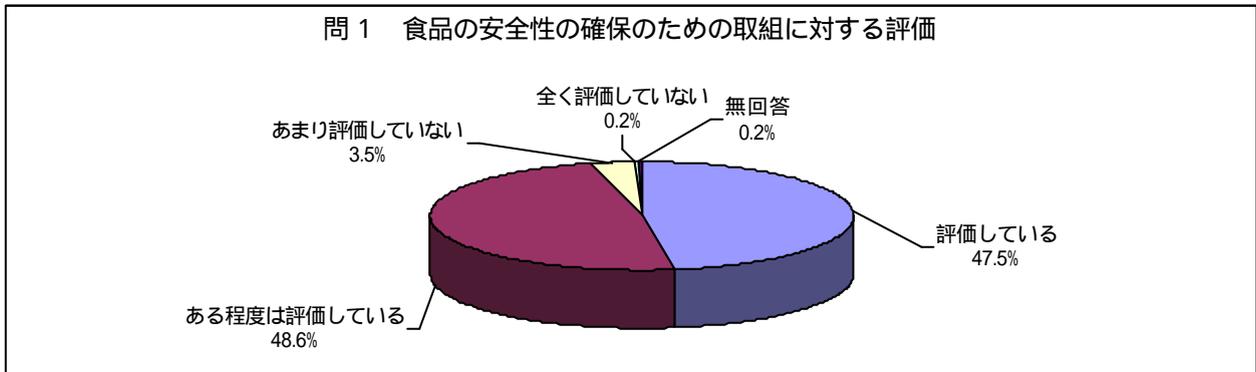
問1 平成15年7月1日に食品安全基本法が施行され、これに伴い内閣府に食品安全委員会が設置されるなど、食品の安全性の確保のために新たな取組がとられてきましたが、あなたはこれら进行评估していますか(1つ選択)。

食品安全基本法の制定、食品安全委員会の設置などの新たな取組についてのおおむね評価

食品の安全性の確保のための新たな取組に対して、約半数が「評価している」と回答した。また、「ある程度は評価している」と回答した者と併せると、96.1%に達した。

年代区別にみると、「評価している」と回答した者の割合は、年代が上にいくにしたがって、高くなっており、60代、70代以上では、「評価している」又は「ある程度は評価している」と回答した者の割合は併せて100%であった。

他方、「全く評価していない」又は「あまり評価していない」と回答した理由について、一部電話による聞き取り調査を行ったところ、食品安全基本法の制定、食品安全委員会の設置に関して、「消費者の声、生産現場の声が反映されていないのではないか」、「関心のある人には浸透していると思うが、一般の主婦、消費者にはなじみが無く、その目的や活動が見えないのではないか」といった声があった。また、食品安全行政全般に関して、「国民の理解を得るための幅広い情報提供、広報活動が不足している」、「縦割り行政の弊害が懸念される」といった指摘もあった。



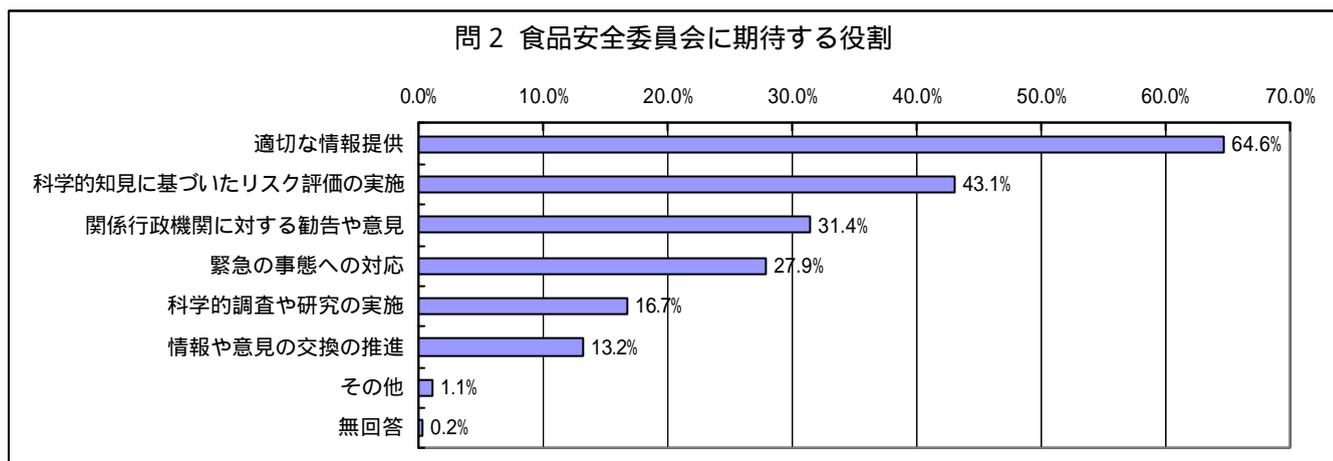
2 食品安全委員会に期待する役割

問2 あなたは、食品安全委員会に何を期待しますか（2つ以内の選択）。

食品安全委員会に対して、「適切な情報提供」を期待

食品安全委員会に期待する役割に「適切な情報提供」を選択した者の割合は64.6%と、最も高かった。次いで、「科学的知見に基づいたリスク評価の実施」43.1%、「関係行政機関に対する勧告や意見」31.4%、「緊急の事態への対応」27.9%の順であった。

一方、「情報や意見の交換の推進」を選択した者の割合は全体の13.2%であった。



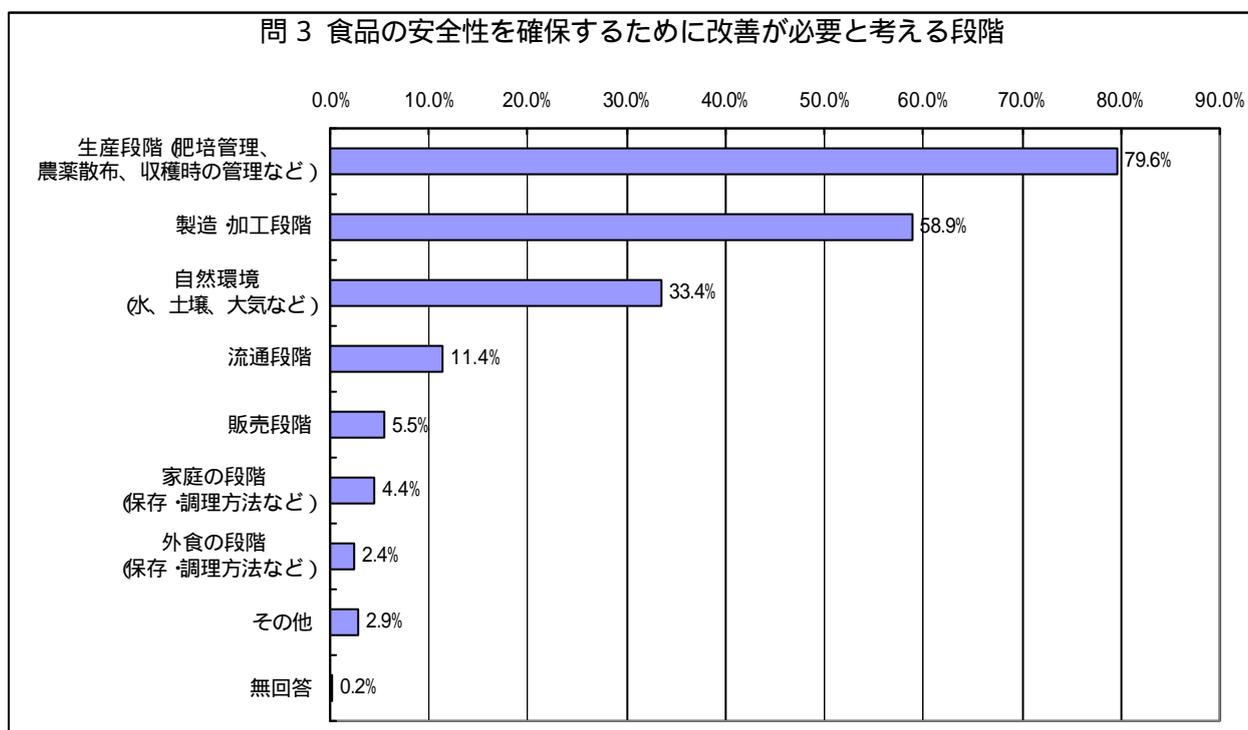
3 食品の安全性を確保するために改善が必要と考える段階

問3 食品の安全性を確保するためには、食品の生産から消費までのうち、どの段階において、改善していくことが重要と考えますか（2つ以内の選択）。

食品の生産から消費までの段階のうち、「生産段階」、「製造・加工段階」に不安感

食品の安全性を確保するために改善が必要と考える段階として、「生産段階（肥培管理、農薬散布、収穫時の管理など）」を選択した者の割合が79.6%と、最も高かった。次いで、「製造・加工段階」58.9%、「自然環境（水、土壌、大気など）」33.4%の順であった。

一方、「流通段階」、「販売段階」、「家庭の段階（保存・調理方法など）」、「外食の段階（保存・調理方法など）」を選択した者の割合は低かった。



4 食品表示についての考え

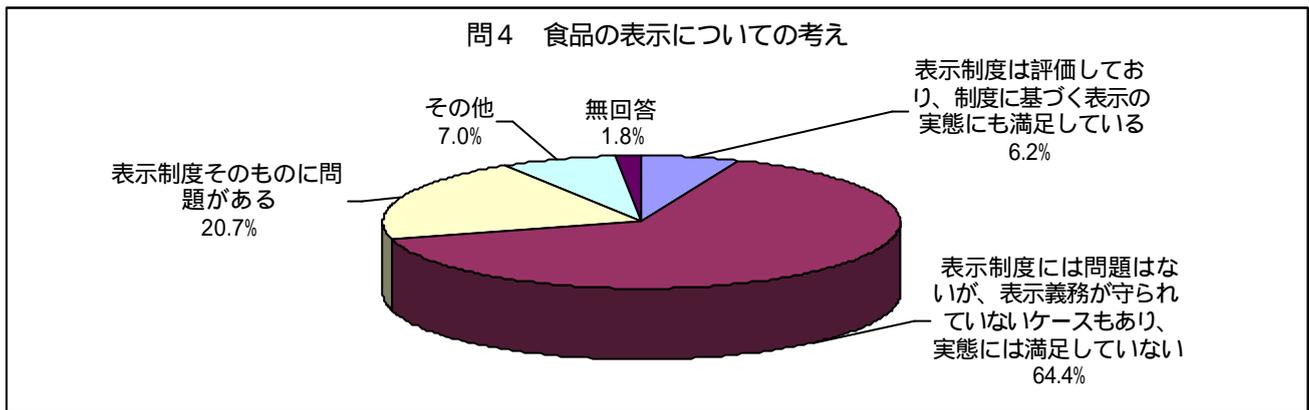
問4 食品の表示について、あなたはどのように考えますか（1つ選択）。

食品の表示については、制度自体は7割が評価しているが、表示実態には多い不満

食品表示において、「表示制度には問題はないが、表示義務が守られていないケースもあり、実態には満足していない」を選択した者の割合が64.4%と、最も高かった。

これに、「表示制度は評価しており、制度に基づく表示の実態にも満足している」を選択した者の割合6.2%を併せると、全体の70.6%の者が表示制度自体については評価している。

一方、「表示制度そのものに問題がある」を選択した者の割合は20.7%であった。

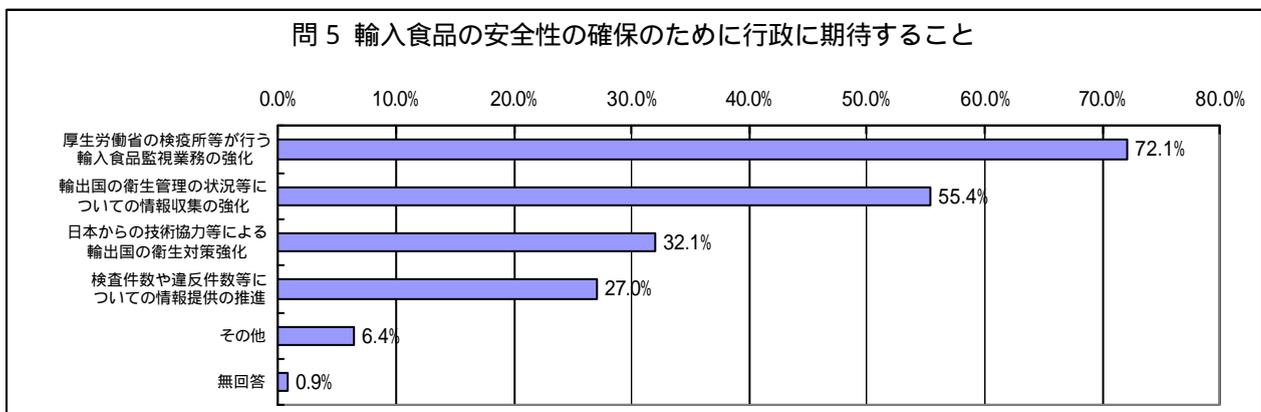


5 輸入食品の安全性の確保のために行政に期待すること

問5 輸入食品の安全性の確保のため、あなたは行政に何を期待しますか（2つ以内の選択）。

輸入食品の安全性確保では、「検疫所等が行う輸入食品監視業務の強化」に7割が期待

輸入食品の安全性確保のために行政に期待することとして、「厚生労働省の検疫所等が行う輸入食品監視業務の強化」を選択した者の割合が、72.1%と最も高く、次いで「輸出国の衛生管理の状況等についての情報収集の強化」が55.4%であった。



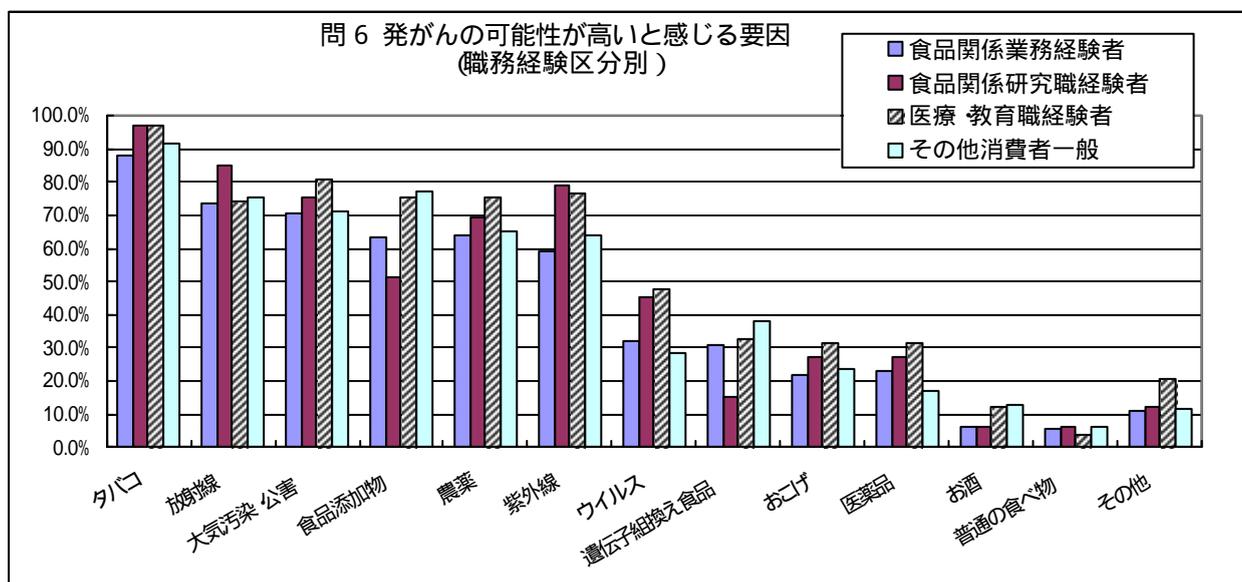
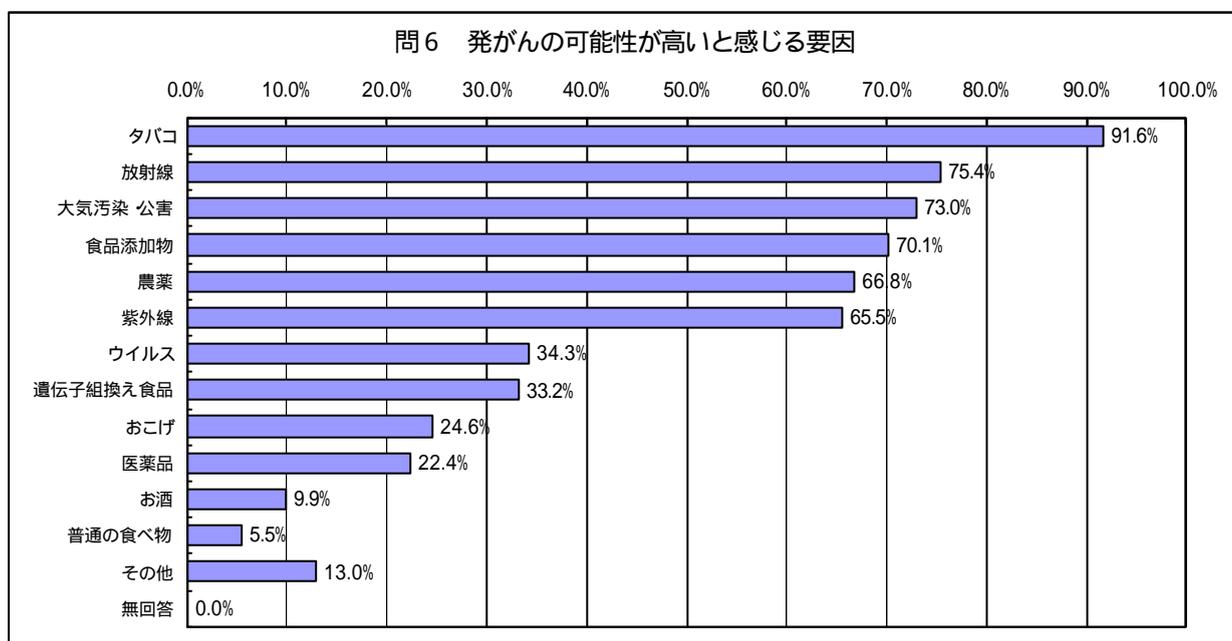
6 発がんの可能性が高いと感じる要因

問6 発がんの可能性が高いとあなたが感じる要因は何ですか(いくつでも選択可)。

発がんの可能性が高いと感じる要因として、「食品添加物」を7割の人が、「遺伝子組換え食品」についても3割の人が挙げたが、職務経験によりそれらの認識に差も

発がんの可能性が高いと感じる要因として、「タバコ」を選択した者の割合が91.6%と非常に高く、次いで、「放射線」75.4%、「大気汚染・公害」73.0%、「食品添加物」70.1%、「農薬」66.8%、「紫外線」65.5%の順で高い。さらに、3割を超える者が、「ウイルス」、「遺伝子組換え食品」を挙げている。

食品関係の「食品添加物」と「遺伝子組換え食品」について職務経験区別に選択割合をみると、いずれも、『食品関係研究職経験者』の選択割合がその他の者の選択割合と比べて低く、職務経験の間で認識に差があることも窺われた。



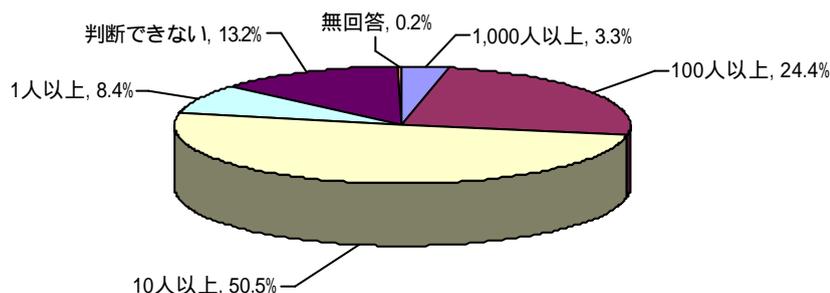
7 食を通じた健康被害の報道で本人が不安を感じる有訴者数

問7 あなたは、食を通じてある健康被害が発生しているとの報道に接して、どのような場合にご自身についての不安を感じますか。病気にかかったと訴えのあった人数(有訴者数)と病気にかかった場合の死亡率について、それぞれ最も近い場合はどれですか(各1つ選択)。

食を通じた健康被害の報道について、3桁の有訴者数発生で8割の人が不安に

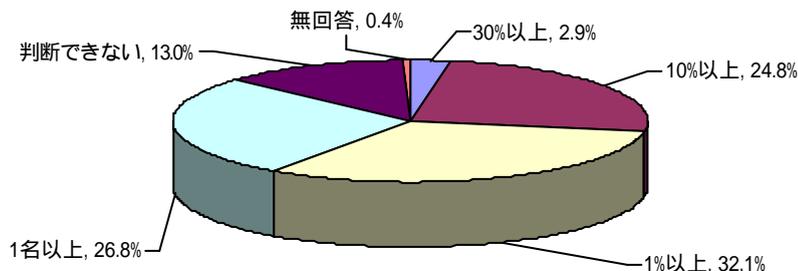
食を通じて健康被害が起こったとの報道があった場合に、その際の有訴者数からみて不安を感じるのは、「1,000人以上の場合」と回答した者の割合は3.3%であった。「100人以上の場合」は24.4%、「10人以上の場合」は50.5%、「1人以上の場合」は8.4%であり、100人以上1,000人未満の3桁の有訴者数が発生との報道がある場合に、83.3%の者が不安を感じると回答していた。

問7 - 1 食を通じた健康被害発生時の報道で本人が不安を感じる有訴者数



また、食を通じて健康被害が起こったとの報道があった場合に、その際の死亡率からみて不安を感じるのは、「死亡率が30%以上の場合」と回答した者の割合は2.9%であり、「死亡率が10%以上の場合」が24.8%、「死亡率が1%以上の場合」が32.1%であった。また「死亡者が1名以上の場合」、死亡率が1%に達していなくても不安を感じる者の割合は26.8%であった。

問7 - 2 食を通じた健康被害発生時の報道で不安を感じる死亡率



第2 食品の安全性に係る危害要因について

8 食品の安全性の観点からより不安を感じているもの

問8 食品の安全性の観点から、あなたがより不安を感じているものは何ですか(いくつでも選択可)。さらに、あなたが最も関心を持ちかつ問題視している事例を挙げ、その理由をそれぞれ記述してください(自由記述)。

食品の安全性の観点から、6割を超える人が「農薬」、「輸入食品」、「添加物」、「汚染物質」に不安

食品の安全性の観点から不安を感じているものとして、「農薬」を選択した者の割合は67.7%、次いで、「輸入食品」66.4%、「添加物」64.4%、「汚染物質」60.7%の順で高かった。

職務経験区分別にみると、それぞれの第1位は、『食品関係業務経験者』では「汚染物質」、『食品関係研究職経験者』及び『医療・教育職経験者』では「輸入食品」、『その他消費者一般』では「添加物」であった。

また、『食品関係研究職経験者』では、「かび毒・自然毒」、「いわゆる健康食品」を選択した者の割合は、その他の者と比べて高く、一方、「遺伝子組換え食品」、「新開発食品」を選択した者の割合は、その他の者と比べて低かった。

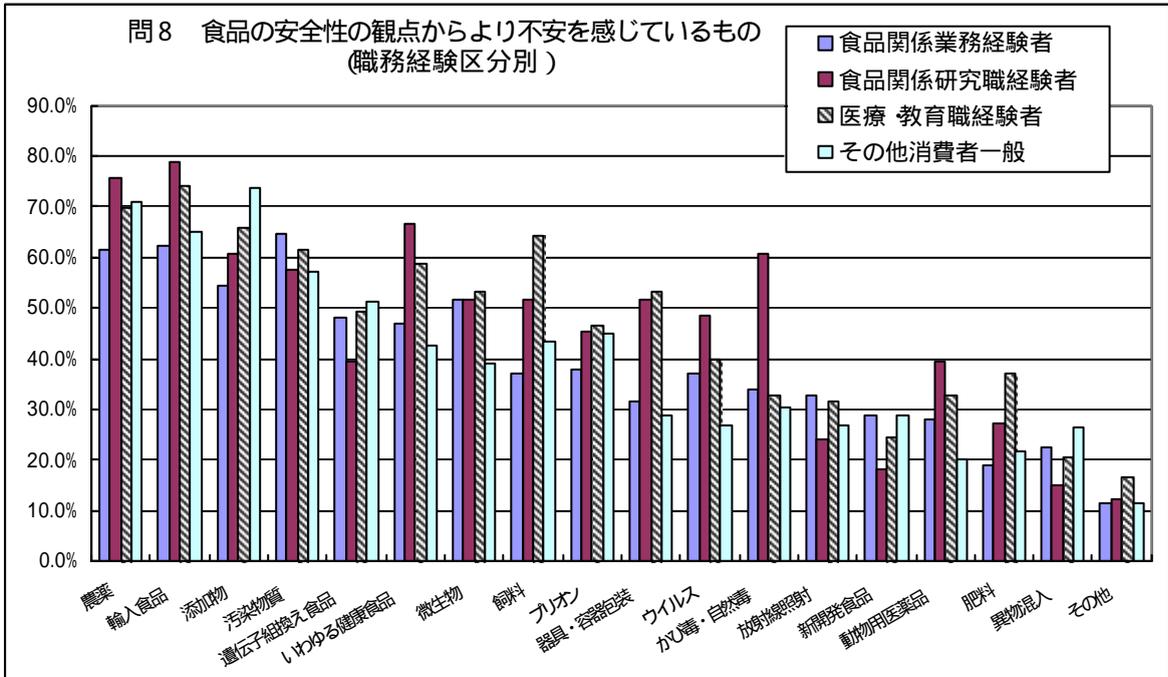
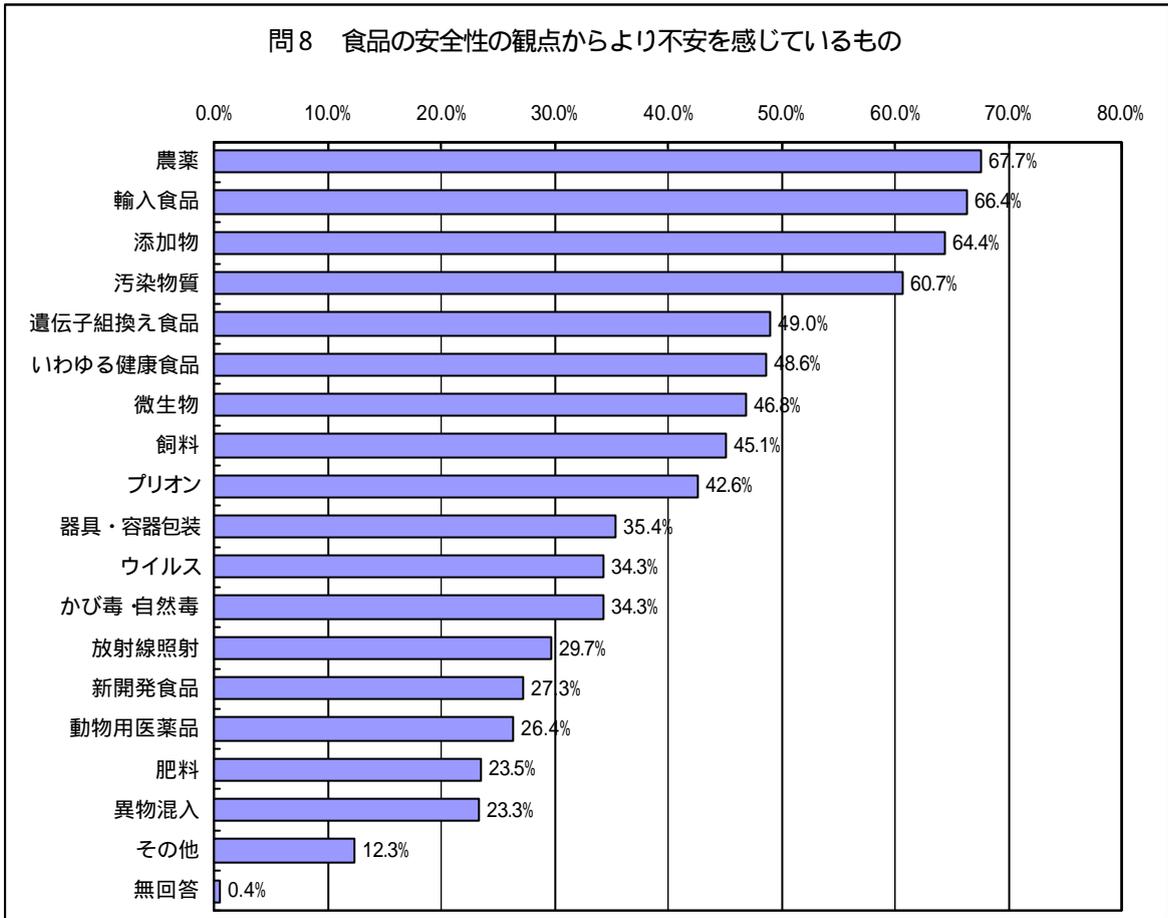
他方、『その他消費者一般』では、「微生物」、「ウイルス」を選択した者の割合は、その他の者と比べて低かった。

具体的な事例とその懸念理由についてみると、「農薬」を選択した者では、輸入食品の残留農薬の問題や無登録農薬の問題からの懸念を指摘するものが多かった。

「輸入食品」を選択した者では、海外の使用状況や検査体制などへの懸念から、残留農薬関係をあげた者が多く、このほか、添加物などの指摘があった。

「添加物」を選択した者では、香料・着色料・発色剤等、防腐剤等保存料、甘味料その他、多岐に渡って不安があるとされ、発がん性への懸念、海外と国内の基準の違いなどが理由に挙げられていた。

「汚染物質」を選択した者では、内分泌攪乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)への不安が多く、さらに有機水銀化合物、重金属(カドミウム等)などへの不安が示された。



問 8 食品安全モニターが不安に感じると挙げた具体的な事例とその懸念理由
(回答の記述内容から判断して、分類、整理したもの)

農薬

主な事例	回答数	主な懸念理由
農薬一般 (輸入品の残留農薬、 無登録農薬等)	140	ポストハーベストや日本で使用禁止の農薬使用など輸入食品に不安がある 消費者からは産地の実態が見えない 海外産地の農薬の使用基準・生産管理体制に不安がある 農薬の使用に対し生産者のモラルに不安がある 残留した農薬の検査体制が信用できない
自然環境汚染	12	農業用水や井戸、地下水が汚染されることに不安がある
有機リン系農薬・ 有機塩素系農薬	8	水道基準がないなど規制がゆるい 発がん性、催奇形性があり、免疫不全になる

輸入食品

主な事例	回答数	主な懸念理由
残留農薬	104	輸入先の農薬の使用状況が分からない 使用が禁止されている農薬で栽培されている 検査体制が不十分である
添加物	26	日本と外国では使用基準が違うので不安である
抗生物質、抗菌剤等	22	安全性が証明されていない 海外での使用状況がわからない

添加物

主な事例	回答数	主な懸念理由
香料・着色料 発色剤等	79	発がん性があるといわれている 多くの食品に使われている 欧米と日本の使用基準が異なる おかしなど子供が食べるものに多く用いられている
保存料 (防腐剤等)	68	発がん性があるといわれている 農薬としても多く使われている 表示がないものが多い
その他添加物 (甘味料等)	37	「低カロリー」ばかりが強調され、リスクに関する情報 (表示) が適切でない (甘味料) 発がん性があるといわれている 食品に多量に含まれている 多量に含まれているのに表示されていない
添加物一般	23	海外と国内の使用基準が異なる 1つの食品には少量であっても、多くの食品を長期間摂った場合の影響がわからない 表示が正しいかどうか不明である

汚染物質

主な事例	回答数	主な懸念理由
内分泌攪乱化学物質 (いわゆる環境ホルモン)	119	目に見えない 農作物や魚介類の汚染を中心に、妊婦や人体への影響がわからない 発がん性や催奇形性など汚染物質自体のリスクも、複合作用によるリスクもわからない 生活に深く関連している 環境や動物、人体への蓄積で、将来何が起こるのか不安である
有機水銀化合物	59	日本人はマグロを多く摂取するので、発がん性、催奇形性、中毒症など人体への影響に不安がある 蓄積による将来的なリスクがわからない 妊婦への摂取制限が報道された
重金属 (カドミウム等)	31	魚や米、野菜などへの残留に不安がある アレルギー、発がん性などに不安がある
ヒ素	11	わからないうちに、地下水、生活水が汚染される 毒性が強い
有機化合物 (奎素、リン等)	8	発がん性、ぜんそく、内分泌攪乱など人体への影響が心配である
PCB	4	生態系で分解しにくく、魚介類に蓄積する不安がある 被害が大きく、影響が長く続く

遺伝子組換え食品

主な事例	回答数	主な懸念理由
大豆（豆腐等）	107	安全性が証明されていない 毎日とる食べ物であるから心配である 加工食品に使用されていないか不安である
とうもろこし	46	安全性が証明されていない 加工食品に使用されていないか不安である 飼料として使用されているか不安である
じゃがいも	10	長期にわたる安全性が確認されていない どんな食品に使用されているかわからない
なたね	5	何が起きるかよく分からない食品である 加工食品に表示されていない
米	4	種の壁を超える不安がある

いわゆる健康食品

主な事例	回答数	主な懸念理由
ダイエット食品	54	健康被害や死亡例が出ている 科学的根拠が不明である 薬と食品をしっかりと区別するべきである
健康補助食品 （サプリメント）	27	摂取量の規制がなく、摂り過ぎで健康被害が発生している サプリメントに頼り偏食になる
その他いわゆる 健康食品一般	20	安全性が確立されていない 根拠がない宣伝をしている

微生物

主な事例	回答数	主な懸念理由
病原大腸菌（O157等）	89	食中毒事例が多い 症状が重い 感染経路（原因となった食品）の特定が難しい
サルモネラ属菌 （エンテリティデス等）	44	卵（身近な食品）が感染源である 食中毒事例が多い 未然防止のためのコントロールが難しい
ぶどう球菌	24	殺菌しても産生毒素は残る 手指を介して汚染する 食中毒事例が多い
腸炎ピブリオ	15	食中毒事例が多い
ボツリヌス菌	10	食中毒事例が多い 死亡など症状が重い
カンピロバクター	3	未然防止のためのコントロールが難しい
リステリア	2	食中毒事例として多くなってきた

飼料

主な事例	回答数	主な懸念理由
肉骨粉	56	BSE発生の原因とされている 消費者の目が届かない飼料にどう使われているのかわからない まだ使っているかもしれない
抗生物質	39	抗生物質耐性菌の出現など、人への影響が心配である 飼料での使われ方に不安がある
遺伝子組換え飼料	11	人体への影響に不安がある 飼料への混入度合いがわからない
ホルモン剤	9	人体への影響に不安がある わずかでも体に悪そうな印象がある
汚染物質	8	10～20%かびが生えるローリング飼料に胞子が残留する 飼料用作物に農薬が残留している
飼料添加物	5	人体への影響に不安がある

プリオン

主な事例	回答数	主な懸念理由
BSE	38	症状が重い 原因が明確になっていない 検出方法に不安がある 国内の対策に不安がある

器具・容器包装

主な事例	回答数	主な懸念理由
容器包装一般	73	電子レンジなどによる加熱により、有害な成分が溶出する可能性がある 溶出する物質の安全性が不明である
内分泌攪乱化学物質 (いわゆる環境ホルモン)	39	人への影響が大きい 食品への溶出が不安である
重金属 (容器等からの溶出)	3	プラスチック等へ防腐剤や重金属が混入している 食品保存中の溶解度が不明である

ウイルス

主な事例	回答数	主な懸念理由
小型球形ウイルス (SRSV)	41	食中毒事例が多い 生食カキでの事例が多い 検査、管理の技術が十分でない
新型肺炎 (SARS)	29	治療方法 (薬) がない 輸入食品を介して感染する可能性がある 原因が明確になっていない
A型肝炎ウイルス	5	輸入水産物で発生している
ロタウイルス	3	下痢の原因になる

かび毒・自然毒

主な事例	回答数	主な懸念理由
アフラトキシン (ナッツ類等)	50	発がん性が高い 輸入ナッツが増えており、管理に不安がある
マイコトキシン (かび毒一般)	21	発がん性など毒性の強さがわからない
毒きのこ	15	毎年、被害がある 見た目でも毒性を見分けるのが難しい
貝毒・魚類毒 (マリトキシン)	14	死に至ることが多い 輸入が増えて管理に不安がある
テトロドトキシン (ふぐ)	12	調理者の技術に不安がある
ゾラニン (じゃがいも)	3	発芽部、青い皮部に含まれており不安である
アスペルギルス (コウジカビ)	2	肝臓障害を引き起こす ミソに生えやすく毒性が強いと聞いている
デオキシニバレノール (小麦)	2	日本での基準整備が遅れている 小麦は摂取量が多い

放射線照射

主な事例	回答数	主な懸念理由
じゃがいも	47	外観からは放射線照射の有無の区別がわからない 安全性が証明されていない 発芽を防止するからには人体への影響があるのではないかと心配である
輸入食品 (牛肉等)	9	外国での検査体制が不明である

新開発食品

主な事例	回答数	主な懸念理由
クローン牛肉 (羊肉)	42	安全性が証明されていない すぐに影響が現れない

動物用医薬品

主な事例	回答数	主な懸念理由
抗生物質一般	56	耐性菌の出現など、人への影響に不安がある 表示義務も残留基準も検査体制も整備できていない

肥料

主な事例	回答数	主な懸念理由
化学肥料	9	土壌の酸性化などの土壌汚染が起こる 食物から人体へ硝酸塩などが蓄積される
窒素 (硝酸態窒素)	6	酸欠状態を引き起こす可能性のある硝酸性窒素が高濃度で発生する
有機肥料	5	原材料や不完全発酵の有機肥料の安全性に不安がある 寄生虫や間接的な摂取に不安がある
肉骨粉	5	異常プリオンに汚染された肉骨粉が確実に処分されているかわからない アルカリ処理した液状肉骨粉の安全性が不明である

異物混入

主な事例	回答数	主な懸念理由
金属片・ガラス片	13	けがをする恐れがある 製造段階に対して不信感を感じる
昆虫	13	製造段階に対して不信感を感じる
髪の毛	6	衛生管理に疑問を持つ

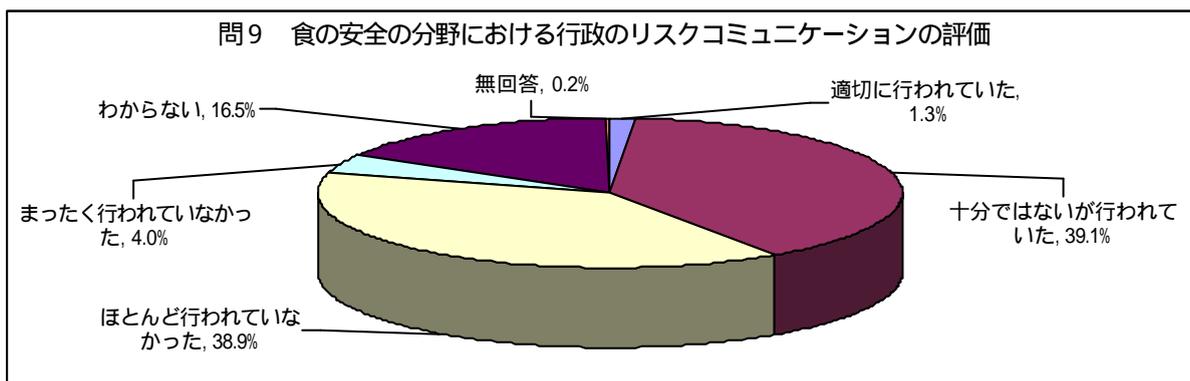
第3 リスクコミュニケーション（リスクについての関係者相互間の情報や意見の交換）について

9 食の安全の分野における行政のリスクコミュニケーションの評価

問9 食の安全の分野において、これまでに行政が行ってきたリスクコミュニケーションについて、あなたはどのように評価していますか（1つ選択）。

食の安全の分野における行政のリスクコミュニケーションに対して、分かれる評価

食の安全の分野における行政のリスクコミュニケーションに対する評価は、「適切に行われていた」又は「十分ではないが行われていた」と回答した者の割合が、併せて40.4%となっている一方、「まったく行われていなかった」又は「ほとんど行われていなかった」と回答した者の割合が、併せて42.9%となっており、回答者の評価が分かれた。



10 リスクコミュニケーションが適切に行われなかった事例と理由

問10 食の安全の分野で、リスクコミュニケーションが適切に行われていなかった事例を一つ挙げてください(自由記述)。また、その理由として最も近いと思われるものは何ですか(1つ選択)。

問9の「食の安全の分野における行政のリスクコミュニケーションの評価」において「ほとんど行われていなかった」又は「全く行われていなかった」を選択した者のみ回答(回答対象者数=195)

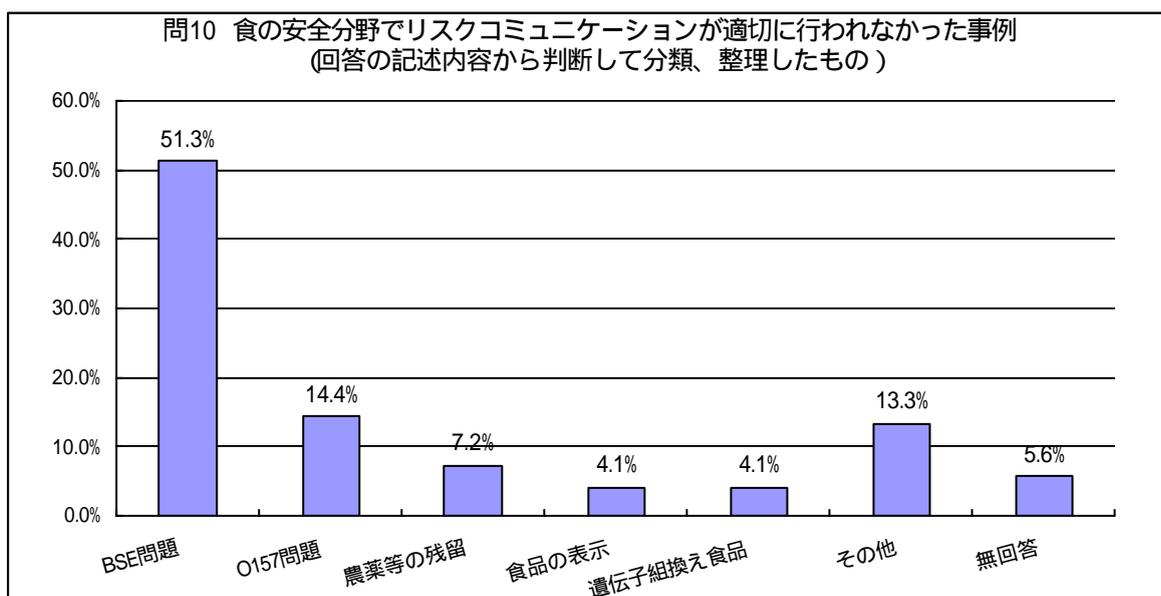
BSE関係などでリスクコミュニケーションに不満の声

食の安全の分野でのリスクコミュニケーションが適切に行われていなかった事例として、半数の者がBSE関係を指摘した。次いでO157関係の指摘が多く、そのほか、農薬等の残留関係、食品の表示関係、遺伝子組換え食品関係の指摘があった。

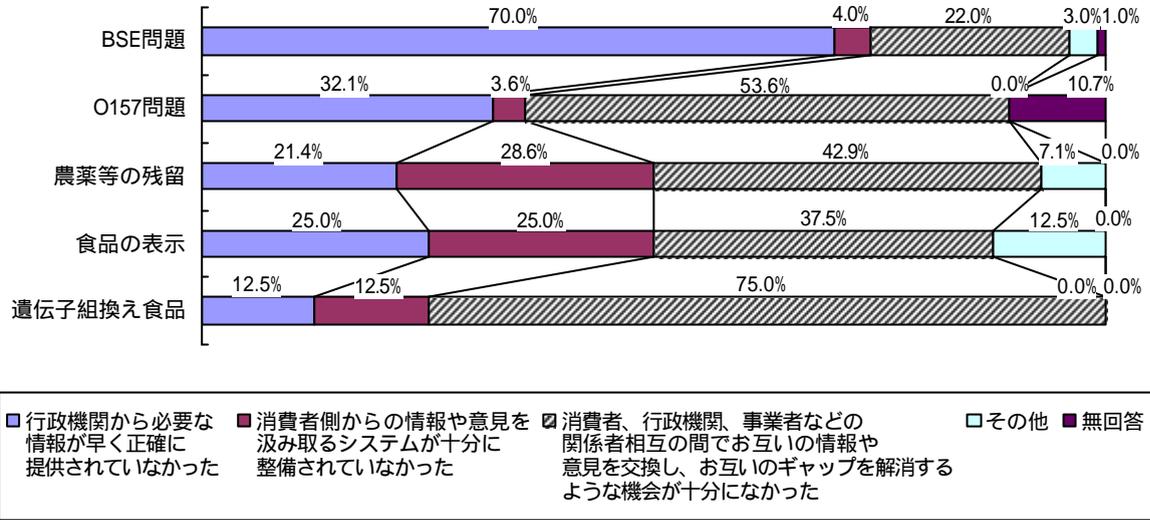
また事例別に、適切に行われなかった理由をみると、BSE関係の事例を指摘した者では、「行政機関から必要な情報が早く正確に提供されていなかった」と回答した者の割合が70.0%と非常に高かった。

O157関係の事例を指摘した者では、「行政機関から必要な情報が早く正確に提供されていなかった」と回答した者の割合も32.1%と、比較的高かったが、「消費者、行政機関、事業者などの関係者相互の間でお互いの情報や意見を交換し、お互いのギャップが解消するような機会が十分になかった」と回答した者の割合が53.6%と、過半を占めた。

遺伝子組換え食品関係の事例を指摘した者では、「消費者、行政機関、事業者などの関係者相互の間でお互いの情報や意見を交換し、お互いのギャップが解消するような機会が十分になかった」と回答した者の割合が75.0%と、非常に高かった。



問10 食の安全分野でのリスクコミュニケーションが適切でなかった理由
(事例別)



1.1 リスクコミュニケーションが適切に行われていた事例と理由

問1.1 食の安全の分野のほか、自然災害（地震、台風など）、環境問題（地球温暖化など）、科学技術（原子力など）などの分野も含めて、行政が行ってきたリスクコミュニケーションについて、適切に行われていた事例を一つ挙げてください（自由記述）。また、その理由として最も近いと思われるものは何ですか（1つ選択）。

行政機関から情報が早く正確に提供されたことなどを理由に、自然災害でのリスクコミュニケーションに3割の人が適切と評価

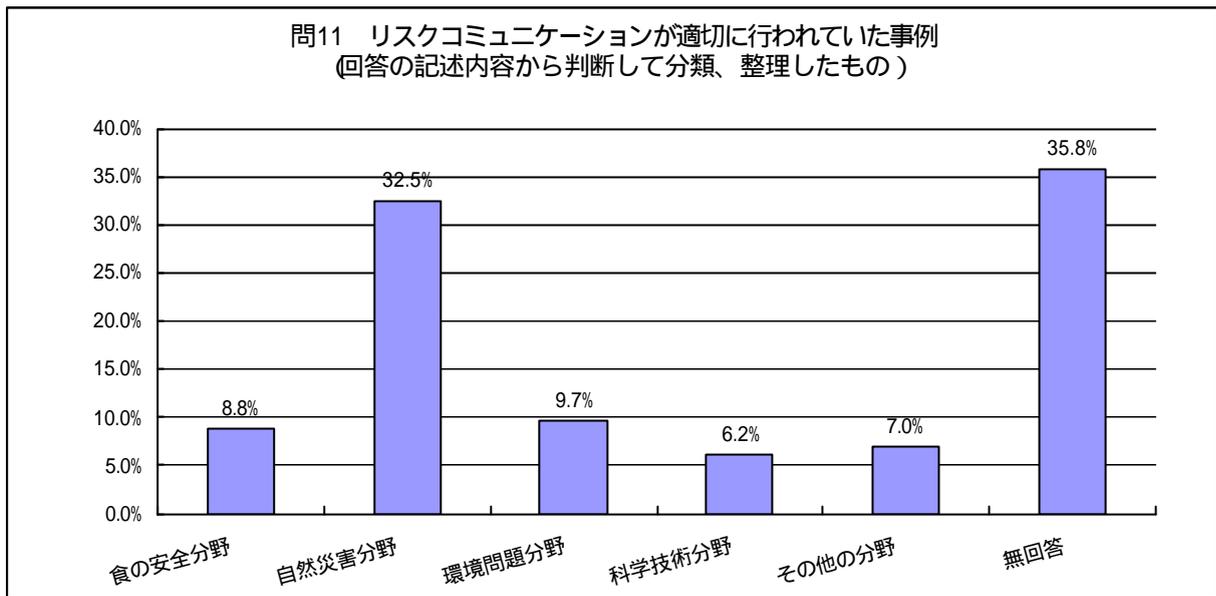
行政のリスクコミュニケーションが適切に行われていた事例として、3割の人から自然災害分野についての指摘があった。次いで環境問題分野、食の安全分野、科学技術分野の順で指摘があった。なお、適切に行われた事例の回答が無かった者の割合は35.8%であった。

事例の具体的な内容としては、自然災害分野では地震情報、台風情報、噴火情報などが、食の安全分野ではBSE、0157、農薬等の残留、食品の表示、遺伝子組換え食品などが挙げられた。環境問題分野では、地球の温暖化対策、ゴミ問題の対策、内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）対策、水質汚染調査、排気ガス排除などであった。科学技術分野ではほとんどが原子力発電関係であった。その他の分野として、新型肺炎（SARS）、この夏の電力消費状況などの指摘もあった。

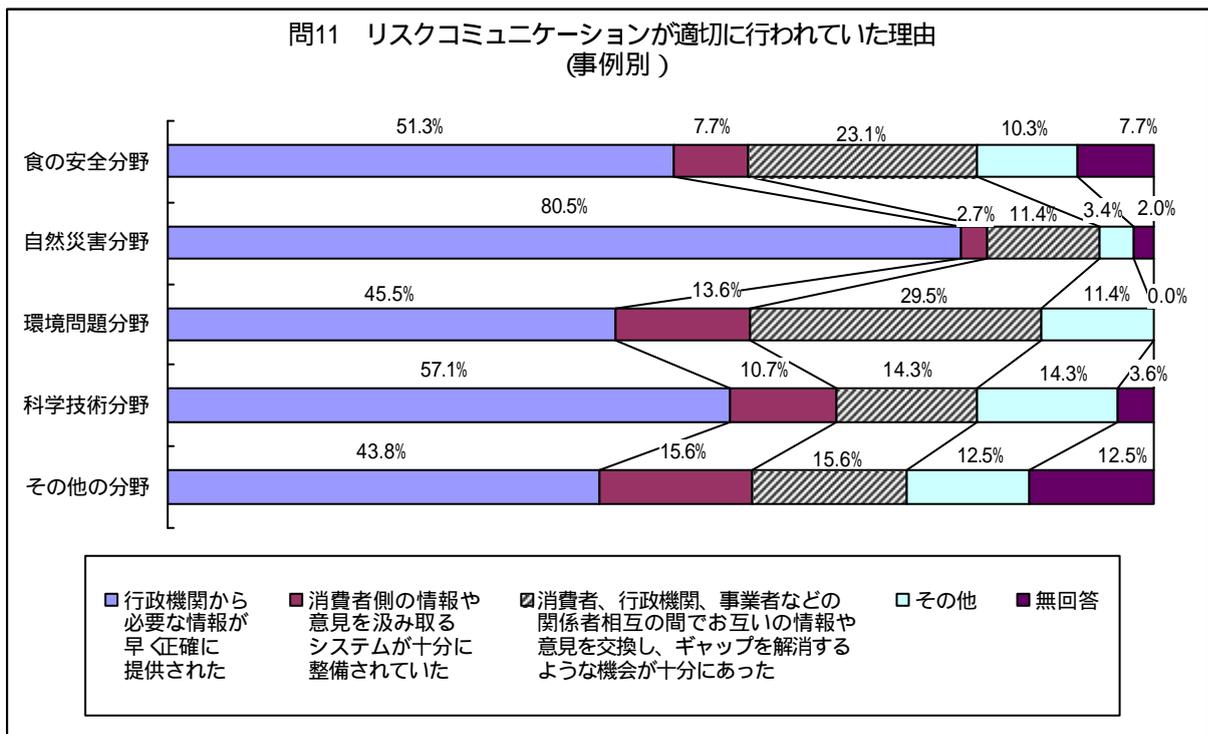
適切に行われていた理由として、どの分野においても「行政機関から必要な情報が早く正確に提供された」と回答した者の割合が高かった。中でも自然災害分野では8割に達した。

また、次いで「消費者、行政機関、事業者などの関係者相互の間でお互いの情報や意見を交換し、ギャップを解消するような機会（例えば意見交換会の開催）が十分にあった」と回答した者の割合が、環境問題分野や食の安全分野で高く、それぞれ3割、2割を占めた。

問11 リスクコミュニケーションが適切に行われていた事例
(回答の記述内容から判断して分類、整理したもの)



問11 リスクコミュニケーションが適切に行われていた理由
(事例別)

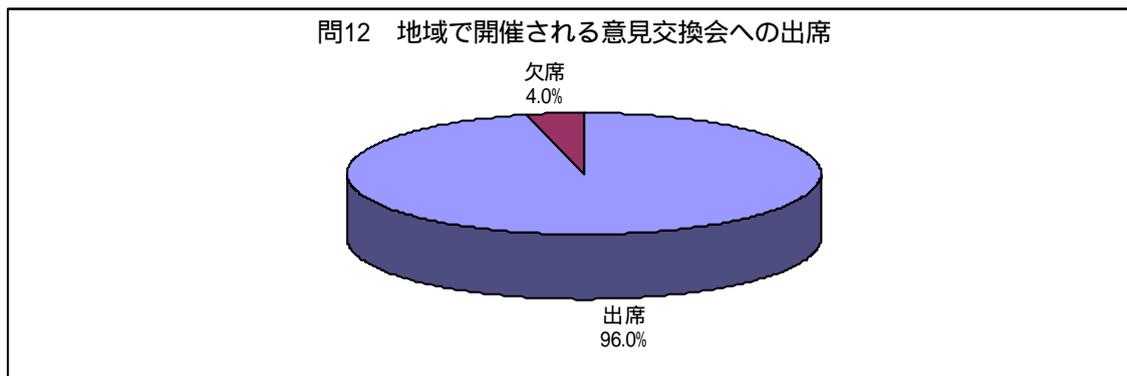


1 2 地域で開催される意見交換会への出席

問 1 2 あなたの地域で、食の安全について消費者、食品関連業者、行政機関などが一同に会する意見交換会が開催された場合、あなたは出席しますか（1つ選択）。

地域での意見交換会にはほとんどの者が出席希望

地域で食の安全に関する意見交換会が開催された場合、「出席する」と回答した者の割合は96.0%と非常に高かった。



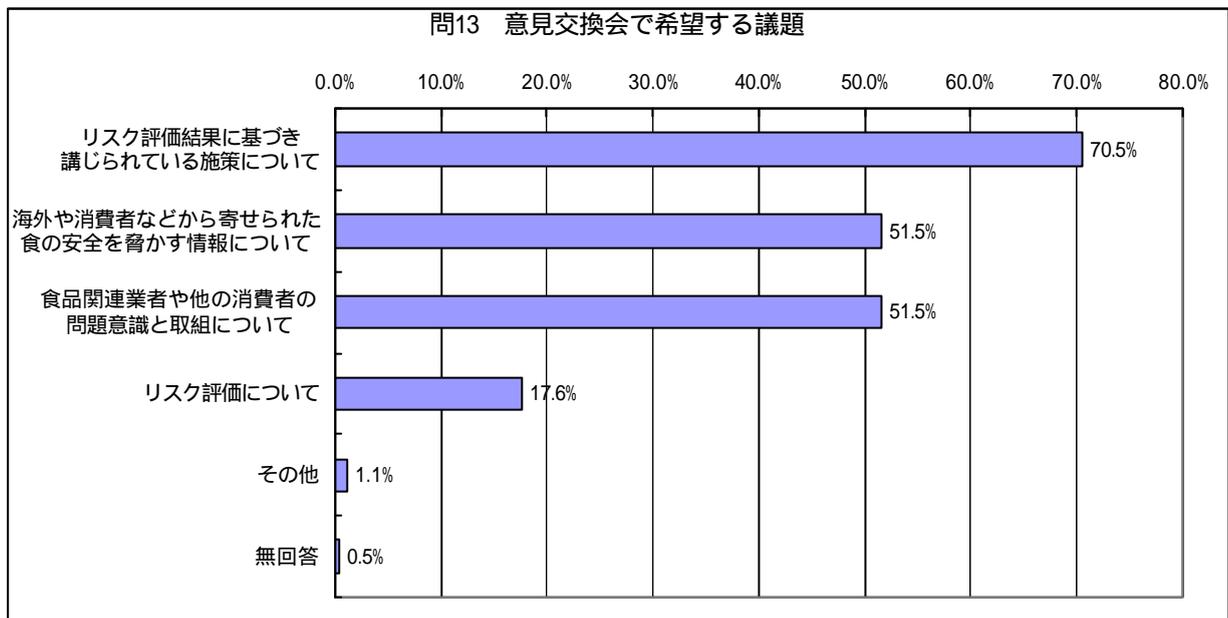
1 3 意見交換会で希望する議題

問 1 3 意見交換会で希望する議題は何ですか（ 2 つ以内の選択 ）。

問 1 2 で地域での意見交換会が開催された場合、出席すると回答した者のみ回答（回答対象者数 = 4 3 7 ）

意見交換会では7割の人が「リスク評価結果に基づき講じられている施策」に関心

意見交換会で希望する議題として、「リスク評価結果に基づき講じられている施策について」を選択した者の割合が70.5%と、最も高かった。次いで、「海外や消費者などから寄せられた食の安全を脅かす情報について」、「食品関連業者や他の消費者の問題意識と取組について」と回答した者の割合が高く、ともに51.5%であった。



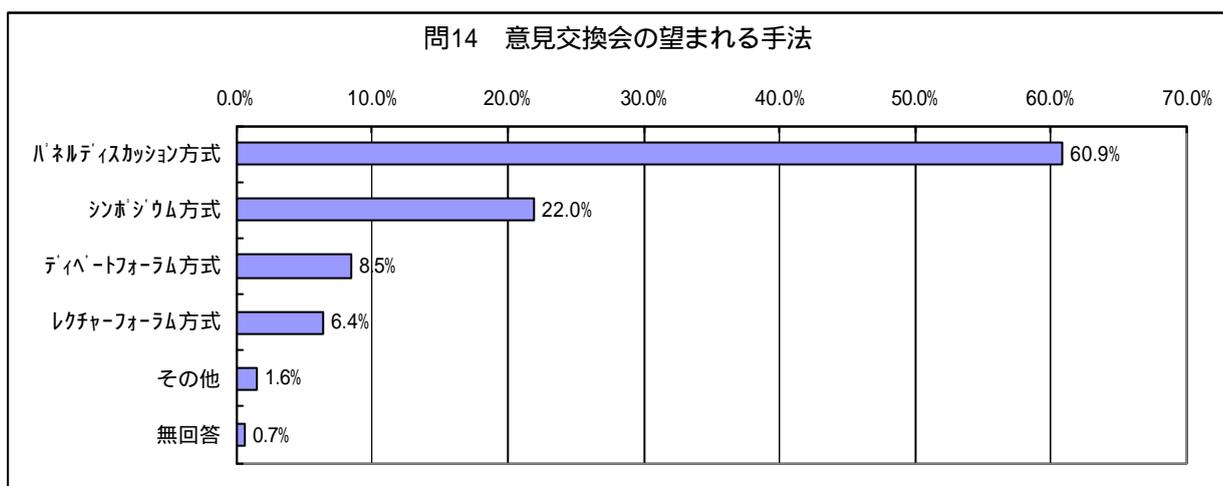
1 4 意見交換会の望まれる手法

問 1 4 意見交換会の手法として、最もよいと考えるものは何ですか（1つ選択）。

問 1 2 で地域での意見交換会が開催された場合、「出席する」と回答した者のみ回答（回答対象者数 = 4 3 7 ）

意見交換会の手法として6割の人が「パネルディスカッション」を希望

意見交換会の手法として、「パネルディスカッション方式」を回答した者の割合が 60.9% と、最も高かった。次いで、「シンポジウム方式」を回答した者の割合が 22.0% であった。



参考

レクチャーフォーラム方式	一人の専門家が講演を行った後、参加者から質疑応答を行う方式
パネルディスカッション方式	立場や意見の異なる発表者がそれぞれ意見発表と討論を行った後、参加者からの質疑応答を行う方式
シンポジウム方式	各議題について、それぞれの専門家が意見発表を行った後（討論は行わない）、参加者からの質疑応答を行う方式
ディベートフォーラム方式	代表者がある議題についての賛成・反対両方のグループに分けて討論を行った後、参加者からの質疑応答を行う方式

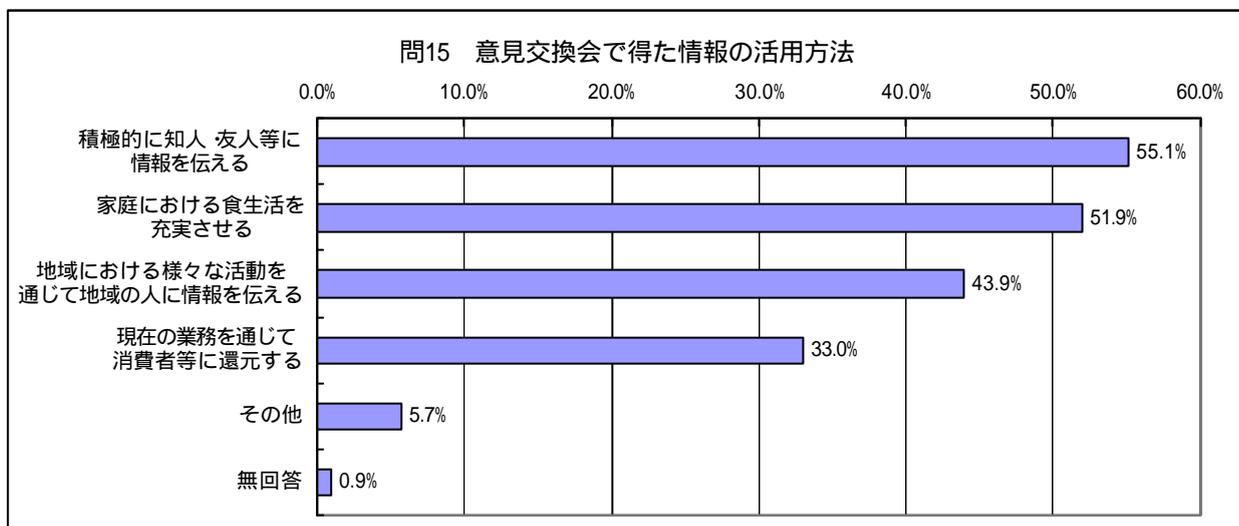
1 5 意見交換会で得た情報の活用方法

問 1 5 あなたは、意見交換会で得た情報などについて、どのような活用をしていきたいと考えますか（2つ以内の選択）。

問 1 2 で地域での意見交換会が開催された場合、「出席する」と回答した者のみ回答（回答対象者数 = 4 3 7 ）

意見交換会で得た情報を半数以上の者が「積極的に知人・友人等に伝達」

意見交換会で得た情報などの活用方法として、「家庭における食生活を充実させる」を選択した者の割合が 51.9%であったが、「積極的に知人・友人等に情報を伝える」と選択した者の割合も 55.1%と半数を超えた。このほか、「地域における様々な活動を通じて地域の人に情報を伝える」、「現在の業務を通じて消費者等に還元する」を選択した者の割合も、それぞれ 43.9%、33.0%であった。



16 意見交換会以外のリスクコミュニケーションの方法

問16 どのようなリスクコミュニケーションを図っていけばよいと考えますか（自由記述）

問12で地域での意見交換会が開催された場合、「欠席する」と回答した者のみ回答（回答対象者数 = 18）

意見交換会以外のリスクコミュニケーションの手法としては、インターネットの活用などにより、幅広く、時間に縛られない取組みに期待する声

地域での意見交換会に「欠席する」と回答した者では、リスクコミュニケーションの手法として、マスメディアのほか、インターネットの活用などにより、一部の人に限ることなく幅広く、時間や場所に縛られないコミュニケーションを期待する意見がみられた。

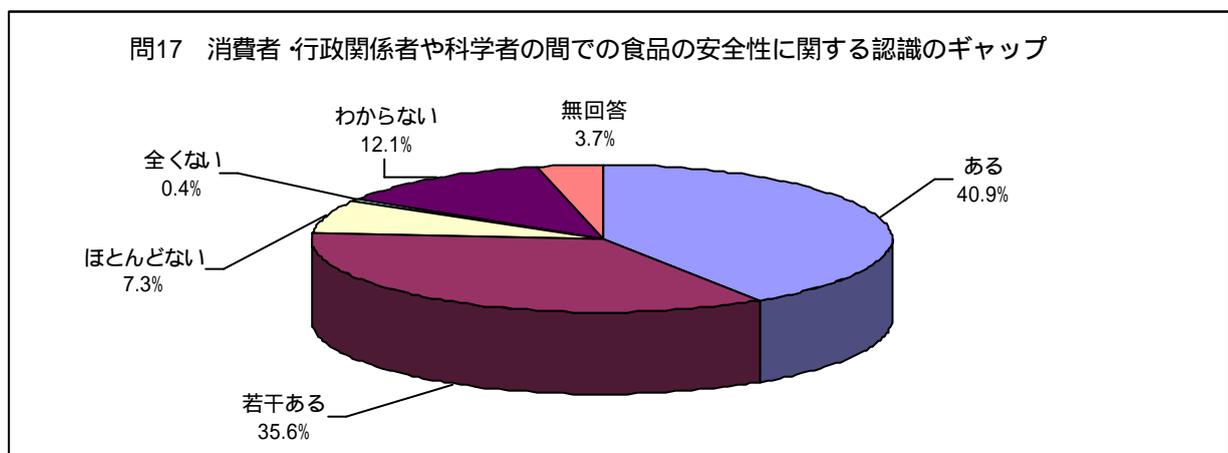
例えば、「新聞・テレビなどを通じて一般消費者にもっと食の安全に関する情報をやさしくわかってもらうことが必要ではないか」、「意見交換会に出席できない方のために、食品関連業者や行政、専門家の話をインターネットにより提供して、意見をもらうようにしたらいいのではないか」、「意見交換会も大げさな場所は行きにくいし、意見も述べにくい。普段感じている疑問や不安を気軽に吸い上げてくれる場所があるといい」、「行政機関は情報公開、食品関連業者は生産内容を明確に表示、消費者はご意見箱に。意見交換会は限られた人しか参加できないので、一般の人にも目にふれるようにして欲しい」などの意見があった。

17 消費者・行政関係者や科学者の間での食品の安全性に関する認識のギャップ

問17 食品の安全性に関して、消費者・行政関係者や科学者の間での認識のギャップがさまざまな場合に問題視されます。あなたは、こうしたギャップをどの程度感じたことがありますか（1つ選択）。

食品の安全性に関して、消費者・行政関係者や科学者の間での認識にギャップを若干でも感じたことがある者が8割近く存在

食品の安全性に関して、消費者・行政関係者や科学者の間での認識のギャップを感じたことが「ある」と回答した者の割合は40.9%であった。さらに、「若干ある」と回答した者も併せると、その割合は76.5%に達した。



18 ギャップを感じた事例と縮小に向けた課題

問18 ギャップを感じた事例を一つ挙げてください（自由記述）。またどうすればこのギャップが縮小すると思いますか（自由記述）。

問17で「ある」又は「若干ある」と回答した者のみ回答（回答対象者数 = 348）

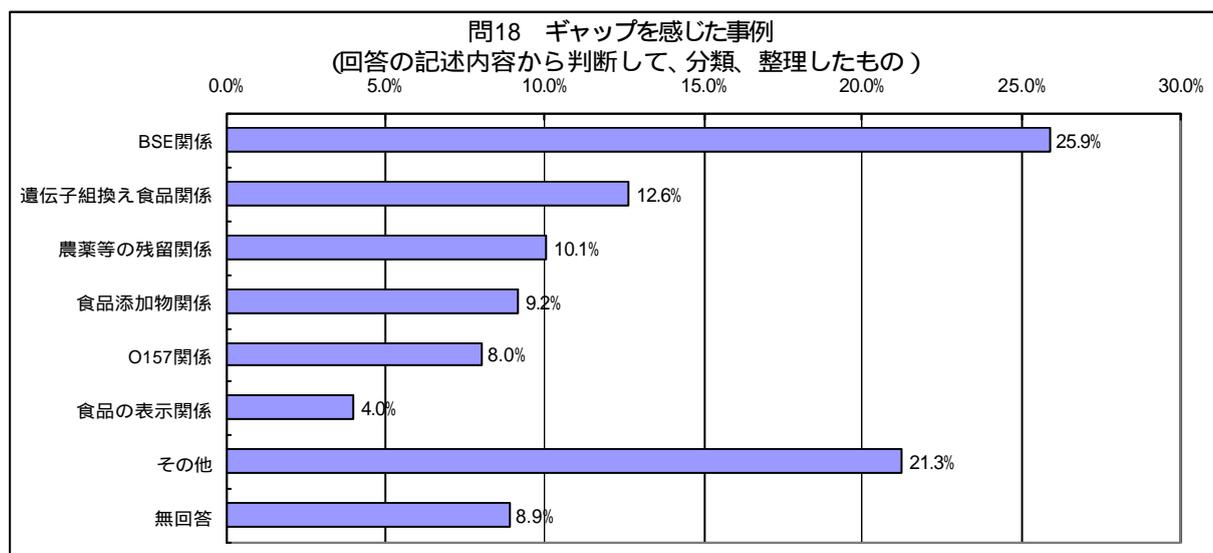
認識ギャップの縮小には、消費者の視点、情報の公開、科学的な評価などの点が重要との声

今までにギャップを感じた事例として、BSE関係を指摘したものの割合は25.9%と最も高かった。次いで、遺伝子組換え食品関係、農薬等の残留関係、食品添加物関係、O157関係、食品の表示関係の順に指摘が多かった。このほか、いわゆる健康食品関係など、様々な指摘がみられた。

認識ギャップの縮小に向けては、全体的にみると、「意見交換会など、消費者と行政関係者・研究者との間で情報・意見の交換を行う」、「行政や研究機関は、消費者が何を求めているのかを把握する」、「専門的な事項を消費者にわかりやすいように説明する」など、消費者の視点に立った情報提供や意見交換などを進めていくことが重要であるとの意見がみられた。

さらに、「情報公開により、透明性を確保する」、「科学的根拠に基づいた客観的な評価への取組を重視する」など、情報の公開や科学的な評価についての意見も目立った。情報公開・提供の面では、「すべての情報を公開することが必要」という意見とともに、「マスコミ等による風評被害への考慮も必要」との指摘もあった。このほかでは、食品の安全性に関する知識・理解力の向上への啓発、教育の指摘もあった。

事例別に特徴的な点を挙げると、BSE関係やO157関係では、情報提供の方法や安全性の確認方法への不満などから、正確な情報を迅速に、科学的な説明をわかりやすくなど、今後の改善を求める意見がみられた。遺伝子組換え食品関係では、情報が少なく、正しい情報がわからないといった視点から、情報や意見の交換の推進を求める意見があった。一方で、遺伝子組換え食品の安全性を確認するための研究を推進するべきという意見もみられた。



第4 食品の安全性に係る緊急の事態について

19 平成13年のBSE発生当時の行政の情報提供

問19 緊急の事態における行政の重要な役割の一つに早く正確な情報提供がありますが、平成13年のBSE発生当時の行政機関の情報提供の仕方について、あなたが一番問題があると感じたものは何ですか（1つ選択）。またその具体的な内容を記述してください（自由記述）。

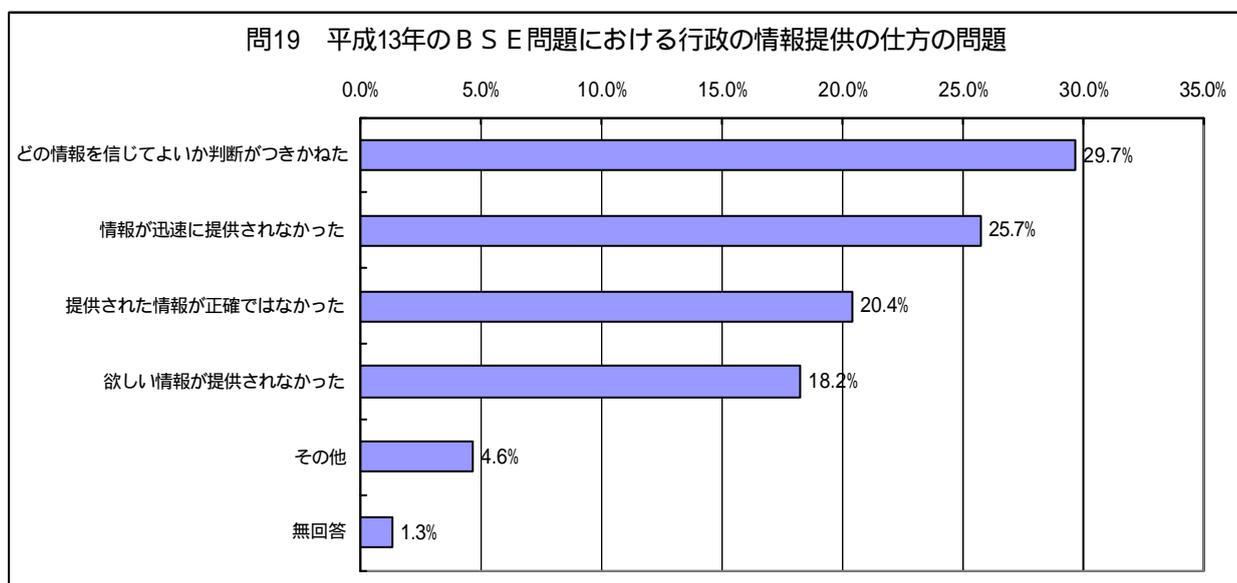
平成13年のBSE発生当時の行政の情報提供については、情報の正確さと伝達のスピードを問題視

平成13年のBSE発生当時の情報提供について、「どの情報を信じてよいか判断がつかねた」と回答した者の割合が29.7%、次いで「情報が迅速に提供されなかった」が25.7%、「提供された情報が正確でなかった」が20.4%、「欲しい情報が提供されなかった」が18.2%であった。

具体的な内容としては、「どの情報を信じてよいか判断がつかねた」と回答した者では、マスコミを通じて様々な情報が流れてきた、安全性についての国と県の発表の時期が違っていた、情報が幾度も変わり、政府の見解と有識者のそれとが違っていたとする指摘などがあった。

また、「情報が迅速に提供されなかった」と回答した者では、原因が何なのかについてなかなか伝わってこなかった、BSEの人への影響と国内の状況についての発表が遅かった、感染牛の処分法等についての情報が遅く明確でなかったとする指摘などがみられた。

「提供された情報が正確でなかった」と回答した者では、感染牛の処分状況、肉骨粉の使用状況、感染牛の頭数などの指摘があり、「欲しい情報が提供されなかった」と回答した者では、肉骨粉の説明、牛加工食品の安全性、BSEの原因などに関する情報不足という指摘があった。

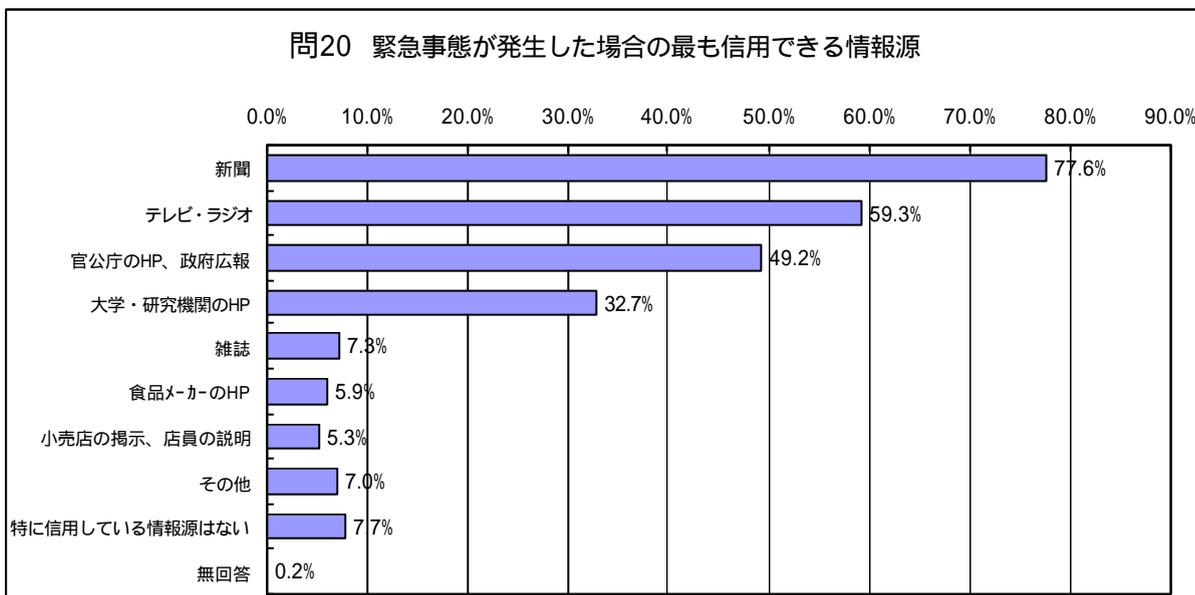


20 緊急事態が発生した場合の最も信用できる情報源

問20 緊急の事態が発生した場合において、あなたが最も信用できると思う情報源は何ですか(3つ以内の選択)

緊急事態の発生時に信用できる情報源として、「新聞」、「テレビ・ラジオ」に次いで、「官公庁のHP、政府広報」も

緊急事態が発生した場合に信用できる情報源として、「新聞」を選択した者の割合が77.6%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオ」が59.3%であった。さらに、「官公庁のホームページ、政府広報」、「大学・研究機関のホームページ」が続き、それぞれ49.2%、32.7%であった。他方、「特に信用している情報源はない」を選択した者の割合も7.7%であった。

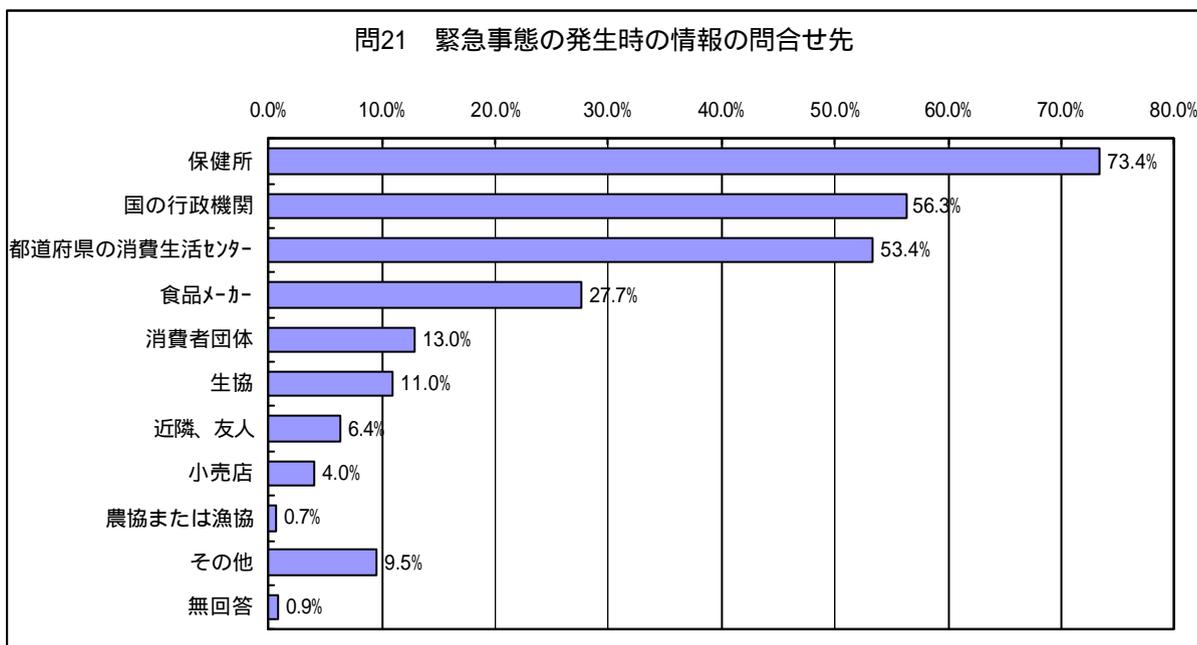


2 1 緊急事態の発生時の情報の問合せ先

問 2 1 緊急の事態が発生し、それについての情報が知りたい場合、あなたはどこに問い合わせますか（3つ以内の選択）

緊急事態の発生時の情報の問合せ先は、「保健所」が多く、次いで「国の行政機関」、「都道府県の消費生活センター」

緊急事態発生時の情報の問合せ先として、「保健所」を選択した者の割合は73.4%と最も高かった。次いで、半数を超える者が「国の行政機関」(56.3%)、「都道府県の消費生活センター」(53.4%)に問い合わせるとしていた。続いて、「食品メーカー」を選択した者の割合が、27.7%であった。



農林水産省消費・安全局職員を対象としたリスクコミュニケーション研修の実績

	研修・セミナー	実施日	研修の趣旨・内容	講師
1	食品の安全性に関するリスクコミュニケーション研修	14年8月	リスク管理・リスクコミュニケーション業務を担当する室長又は課長補佐が、基本的概念を習得するとともに、プレスリリースの作成や記者発表を実施(講義・実技)	・木下甲子園大学学長他4名 ・山田(独)食品総合研究所 国際食品専門官
2	地方農政局等消費者行政・消費者相談担当者セミナー	15年5月	地方農政局等の消費者行政及び消費者相談担当者が、基本的概念を習得(講義)	・総合食料局リスクコミュニケーション担当者
3	地方農政事務所消費生活課長予定者研修	15年5月	地方農政事務所の消費生活課長予定者が、基本的概念を習得するとともにわかりやすく情報提供を行うシミュレーションを実施(講義・実技)	・(財)電力中央研究所 土屋主任研究員 ・総合食料局リスクコミュニケーション担当者
4	経済企画研修リスクコミュニケーション入門	15年7月	消費・安全局の課長補佐等が参加し、基本的概念を習得するとともに、プレスリリースの作成や記者発表を実施(講義・実技)	・木下甲子園大学学長他4名
5	消費・安全局幹部セミナー	15年8月	局長や課室長が、心構えや留意事項について概説を受けるとともに国の行うべきことについて意見交換(講義・意見交換)	・木下甲子園大学学長
6	消費・安全局幹部セミナー	15年8月	局長や課室長が、FDAのレポートを題材に心構えや留意事項について意見交換(講義・意見交換)	・山田消費・安全局総合調整官
7	消費・安全局総括補佐等セミナー	15年9月	総括補佐等が、基本的概念や留意事項、わかりやすい資料作成について習得(講義)	・(財)電力中央研究所 谷口上席研究員 土屋主任研究員